

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
前見返		(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 2 参照)
前見返		(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
6	16-21	その評価報告書によると、 <u>平均地上気温は1880～2012年において0.85℃上昇し、極地方などの氷床や氷河の質量の減少が観測されている。そして[2]のグラフにあるように、21世紀末には平均地上気温の上昇は0.3～4.8℃の範囲、海面水位の上昇は0.26～0.92mの範囲に入ることが予測されている。</u>	その評価報告書によると、 <u>2001～20年の世界平均気温は1850～1900年よりも1.09℃高く、極地方などの氷床や氷河の質量の減少が観測されている。そして[2]のグラフにあるように、21世紀末には平均地上気温の上昇は1.0～5.7℃の範囲、海面水位の上昇は0.28～1.01mの範囲に入ることが予測されている。</u>
6	下グラフ	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
8	右下表キャプション	<u>26%削減（2013年度比）を</u> かかげている。	<u>46%削減（2013年度比）を</u> かかげている。
9	注 10	2019 年に離脱を正式通告した（2020 年離脱）。 <u>。</u>	2019 年に離脱を正式通告した（2020 年離脱） <u>が、2021 年に復帰している。</u>
16	左写真キャプション	福島県の県内外への避難者は約 <u>3.7</u> 万人にも達する（ <u>2020 年 8 月</u> 現在）。	福島県の県内外への避難者は約 <u>3.5</u> 万人にも達する（ <u>2021 年 7 月</u> 現在）。
18	中央地図	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
62	左上グラフ	(添付別紙 5 参照)	添付別紙 5 参照)
72	注 3	③ <u>個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）</u> ， <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律など</u> <u>からなる。</u>	③ <u>5 法のうち行政機関個人情報保護法と独立行政法人等</u> <u>個人情報保護法は，2021 年に個人情報保護法に統合され</u> <u>た。</u>
77	下グラフ	(添付別紙 5 参照	(添付別紙 5 参照)
84	右下図	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
85	下グラフ	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
89	下図	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
90	左グラフ	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
98	右上グラフ	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 8 参照)
102	下イラスト	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 8 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
109		(添付別紙 9 参照)	(添付別紙 9 参照)
121	下グラフ	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)
126	下グラフ	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)
128	14-18	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
128	左下グラフ	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
128	右下グラフ	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
130	下グラフ	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
135	下グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
136	右下グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
145	注 11	(民間企業は <u>2.2%, 2020 年度までに 2.3%に引き上げ予定</u>)	(民間企業は <u>2.3%</u>)
161	右グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
166	下グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
169	下図	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
171	左表	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
171	右上表	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
171	右下図	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
173	下グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
175	右下地図	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)

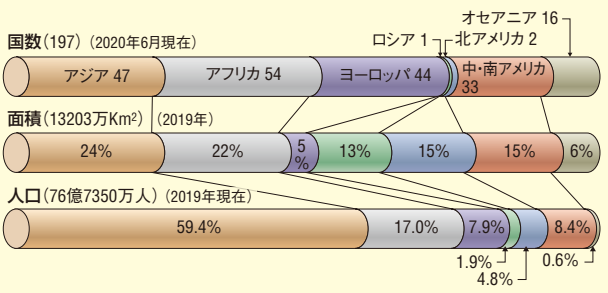
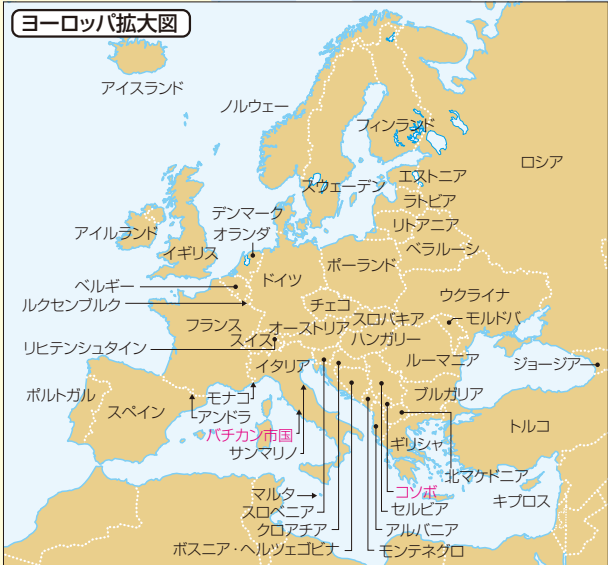
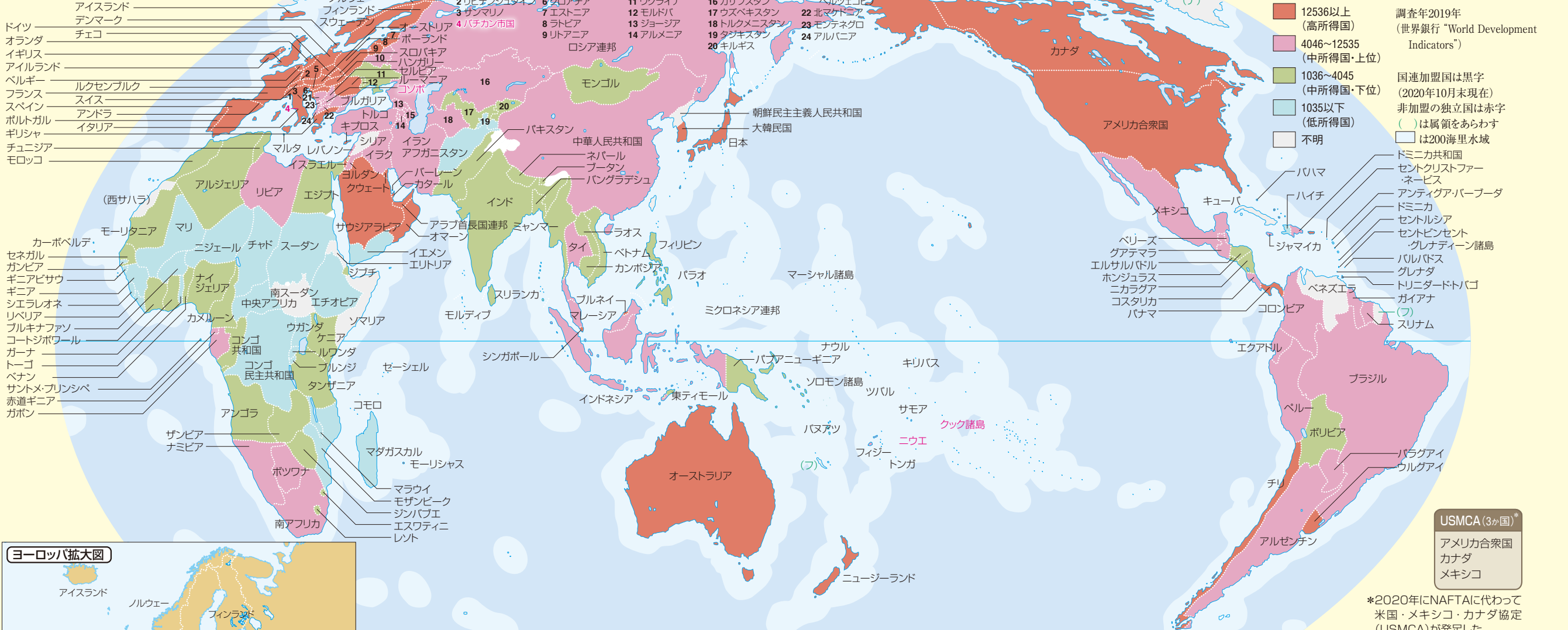
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
176	下グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
177	21-23	その一方で、「アメリカ・ファースト」をとなえるトランプ大統領は保護主義の動きを強め、各国との間で貿易摩擦を引き起こし <u>ている</u> 。	その一方で、「アメリカ・ファースト」をとなえるトランプ大統領は保護主義の動きを強め、各国との間で貿易摩擦を引き起こし <u>た</u> 。
177	右下グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
182	左グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
182	注 5	<u>47</u> か国がこれに該当する (<u>2020</u> 年 <u>9</u> 月現在)。	<u>46</u> か国がこれに該当する (<u>2021</u> 年 <u>8</u> 月現在)。
186	② 10 - 13	その後もタリバン勢力と米国を中心とする諸国の間の戦闘は続い <u>ている</u> 。	その後もタリバン勢力と米国を中心とする諸国の間の戦闘は続い <u>た</u> 。
187	⑤ 14 - 15	PKO 活動を展開し <u>ている</u> 。	PKO 活動を展開し <u>た</u> 。
191	右上グラフ	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
191	右下グラフ	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
198	17-19	将来世代に対する負の遺産には，国民全員が一人あたり約 <u>943</u> 万円の借金を背負うとされる公債残高などの問題がある。	将来世代に対する負の遺産には，国民全員が一人あたり約 <u>986</u> 万円の借金を背負うとされる公債残高などの問題がある。
216	民法（抜す い）	（添付別紙 21 参照）	（添付別紙 21 参照）
後見返		（添付別紙 22 参照）	（添付別紙 22 参照）

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
11	注 20	㊫日本は 2016 年、2050 年までに温室効果ガスを 80% 削減することにかかげる「地球温暖化対策計画」を策定した。	㊫「地球温暖化対策計画」（2021 年改定）では 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることがかかげられている。
93	右 上 グ ラフ	（添付別紙 23 参照）	（添付別紙 23 参照）
93	右 下 グ ラフ	（添付別紙 23 参照）	（添付別紙 23 参照）
93	注 4	2017 年の衆議院選挙では最大 1.98 倍、2019 年の参議院選挙では 3.00 倍であった。	2019 年の参議院選挙では最大 3.00 倍、2021 年の衆議院選挙では 2.08 倍であった。
98	左 グラ フ	（添付別紙 23 参照）	（添付別紙 23 参照）
108		（添付別紙 24 参照）	（添付別紙 24 参照）
175	23	東アジア地域包括的経済連携 2020 年調印	東アジア地域包括的経済連携 2022 年発効

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
109	右段 9-26	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)

世界の国々とその結合



NATO (30か国)

カナダ
アメリカ合衆国
イギリス
トルコ
アルバニア
モンテネグロ
北マケドニア

EU (27か国)

オランダ
ベルギー
ルクセンブルク
ドイツ
フランス
イタリア
デンマーク
ギリシャ

EFTA (4か国)

ノルウェー
アイスランド
スイス
リヒテンシュタイン

CIS (10か国)

ロシア連邦
ベラルーシ
カザフスタン
ウズベキスタン
トルクメニスタン
タジキスタン

アフリカ連合(AU) (55か国・地域)

アフリカ圏の全独立国と
西サハラ

OPEC (13か国)

ベネズエラ
イラン
ナイジェリア
アンゴラ

OAPEC (10か国)

イラク
クウェート
サウジアラビア
アラブ首長国連邦

APEC (21か国・地域)

日本
アメリカ合衆国
カナダ
オーストラリア
ニュージーランド
シンガポール
マレーシア

ASEAN (10か国)

タイ
マレーシア
フィリピン
インドネシア
シンガポール
ブルネイ
ベトナム
ラオス
ミャンマー
カンボジア

OECD (37か国)

アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ
イギリス
フランス
ドイツ
イタリア
ベルギー
オランダ
ルクセンブルク
ノルウェー
スウェーデン
デンマーク
アイスランド
フィンランド
アイルランド
スイス
オーストラリア
ギリシャ

ラテンアメリカ経済機構 (26か国)

●はALADI加盟国(13か国)

●メキシコ
●グアテマラ
●ペルー
●ホンジュラス
●エルサルバドル
●ニカラグア

●チリ
●ペルー
●コロンビア
●エクアドル
●スリナム
●ガイアナ

●アルゼンチン
●ブラジル
●パラグアイ
●ウルグアイ
●ベネズエラ
●ボリビア

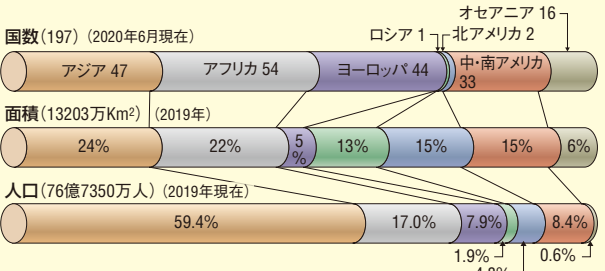
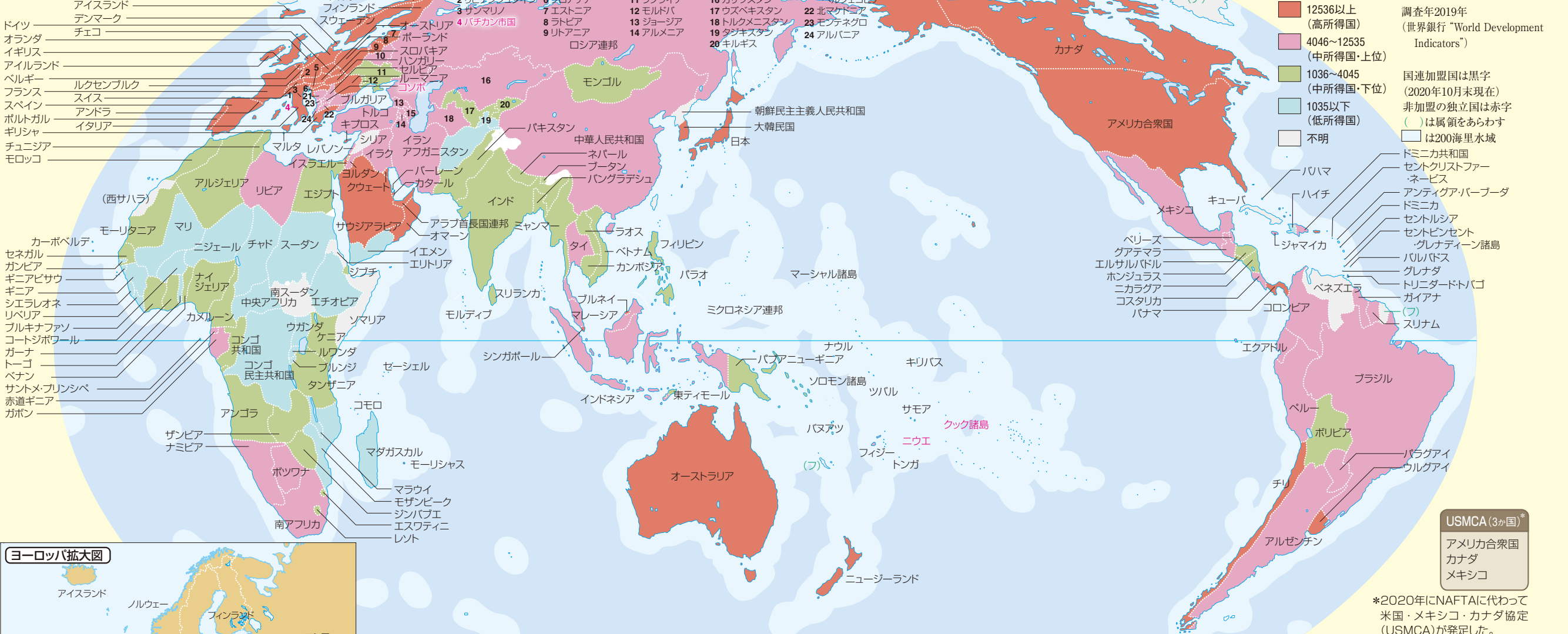
メルコスール (6か国)

南米南部共同市場

上海協力機構 (8か国)

中国
ロシア連邦
カザフスタン
ウズベキスタン
タジキスタン
インド
キルギス
パキスタン

世界の国々とその結合



NATO (30か国)

カナダ
アメリカ合衆国
イギリス
トルコ
アルバニア
モンテネグロ
北マケドニア

オランダ
ベルギー
ルクセンブルク
ドイツ
フランス
イタリア
デンマーク
ギリシャ

スペイン
ポルトガル
チェコ
ポーランド
ハンガリー
エストニア
ラトビア
リトアニア

スロバキア
スロベニア
ブルガリア
ルーマニア
クロアチア

ノルウェー
アイスランド

スイス
リヒテンシュタイン

EFTA (4か国)

EU (27か国)

アイルランド
オーストリア
フィンランド
スウェーデン
マルタ
キプロス

CIS (10か国)

ロシア連邦
ベラルーシ
カザフスタン
ウズベキスタン
トルクメニスタン
タジキスタン

キルギス
アルメニア
アゼルバイジャン
モルドバ

OPEC (13か国)

ベネズエラ
イラン
ナイジェリア
アンゴラ

ガボン
赤道ギニア
コンゴ共和国

イラク
クウェート
サウジアラビア
アラブ首長国連邦

アルジェリア
リビア

バーレーン
エジプト
シリア
カタール

OAPEC (10か国)

ASEAN (10か国)

タイ
マレーシア
フィリピン
インドネシア
シンガポール
ブルネイ
ベトナム
ラオス
ミャンマー
カンボジア

APEC (21か国・地域)

日本
アメリカ合衆国
カナダ
オーストラリア
ニュージーランド
韓国
シンガポール
マレーシア

インドネシア
フィリピン
タイ
ブルネイ
中国
台湾
香港
メキシコ

チリ
パプアニューギニア
ロシア連邦
ペルー
ベトナム

OECD (38か国)

アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ
イギリス
フランス
ドイツ
イタリア
ベルギー
オランダ
ルクセンブルク
スウェーデン
デンマーク
アイスランド
アイルランド
スイス
オーストリア
ギリシャ

トルコ
スペイン
ポルトガル
日本
韓国
オーストラリア
ニュージーランド
ポーランド
チェコ
ハンガリー
スロバキア
チリ
スロベニア
イスラエル
フィンランド
エストニア
ラトビア
リトアニア
コロンビア
コスタリカ

ラテンアメリカ経済機構 (26か国)

●はALADI加盟国 (13か国)

●メキシコ
グアテマラ
ペルー
ホンジュラス
エルサルバドル
ニカラグア

●チリ
ペルー
コロンビア
エクアドル
スリナム
ガイアナ

●パナマ
ハイチ
ドミニカ共和国
バルバドス
トリニダード・トバゴ
バハマ
●キューバ
ジャマイカ

●アルゼンチン
ブラジル
パラグアイ
ウルグアイ
ベネズエラ
ボリビア

メルコスール (6か国)
南米南部共同市場

上海協力機構 (8か国)

中国
ロシア連邦
カザフスタン
ウズベキスタン
タジキスタン
キルギス
インド
パキスタン

原文

訂正文

日本の「世界遺産」

1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約にもとづいて、2019年現在、文化遺産869件、自然遺産213件、自然と文化の複合遺産39件が登録されている（うち日本にある世界遺産は、文化遺産19件、自然遺産4件）。

- ▲ ■ 文化遺産
- * ● は明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
- * ▲ は長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
- 自然遺産
- (○ 県庁所在地)



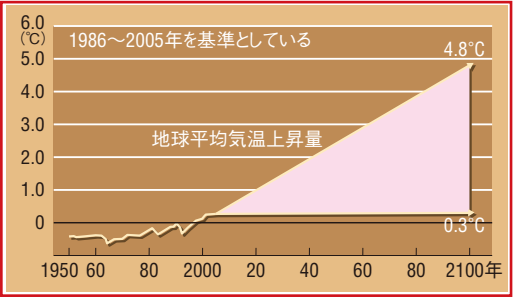
日本の「世界遺産」

1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約にもとづいて、2021年現在、文化遺産897件、自然遺産218件、自然と文化の複合遺産39件が登録されている（うち日本にある世界遺産は、文化遺産20件、自然遺産5件）。

- ▲ ■ 文化遺産
- * ● は明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
- * ▲ は長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
- * ■ は北海道・北東北の縄文遺跡群
- 自然遺産
- (○ 県庁所在地)

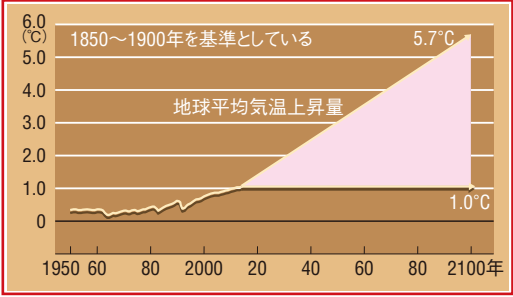


原文

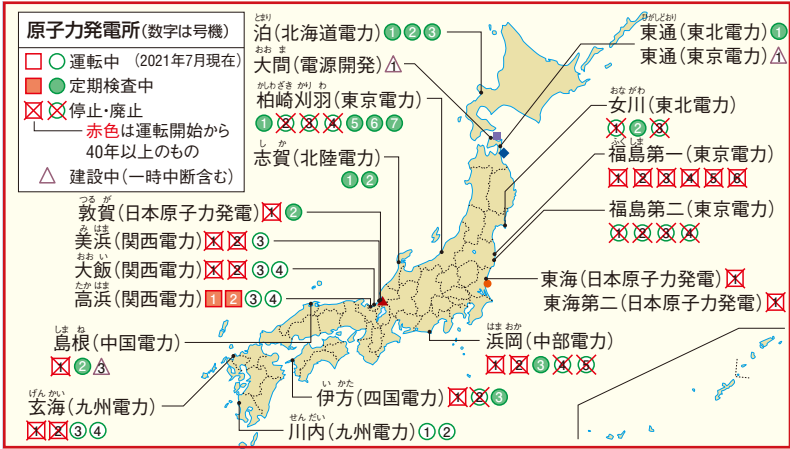
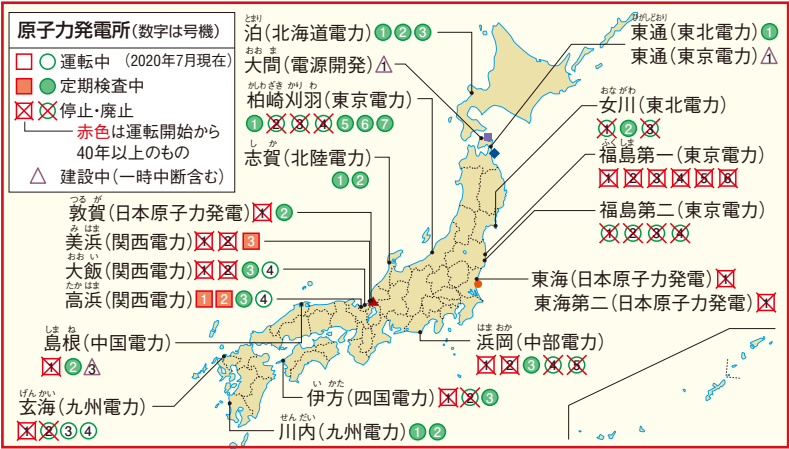


②気温上昇の予測 (IPCC第五次評価報告書)

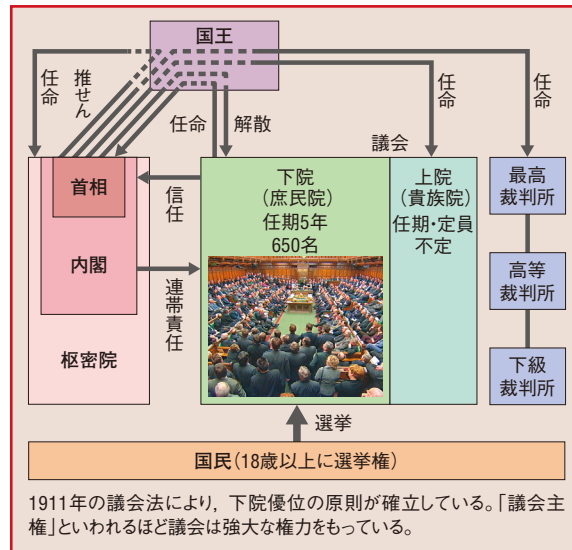
訂正文



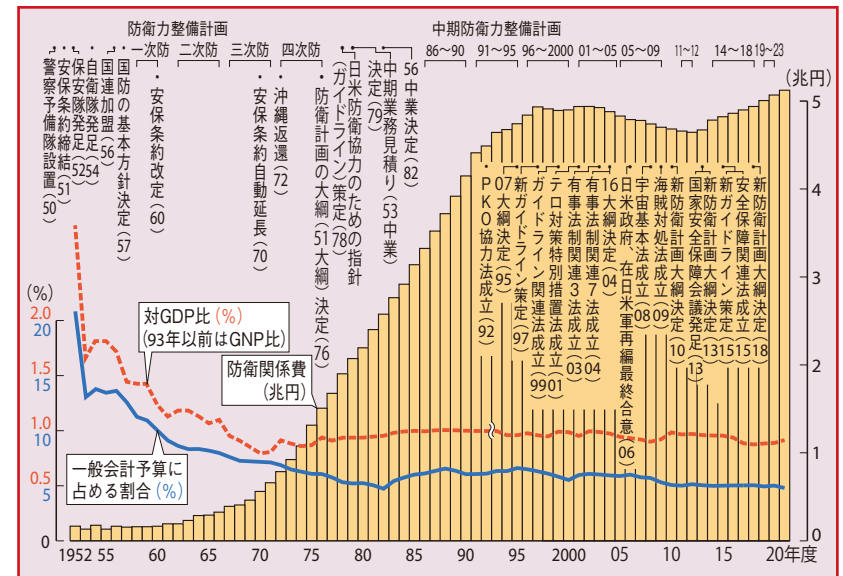
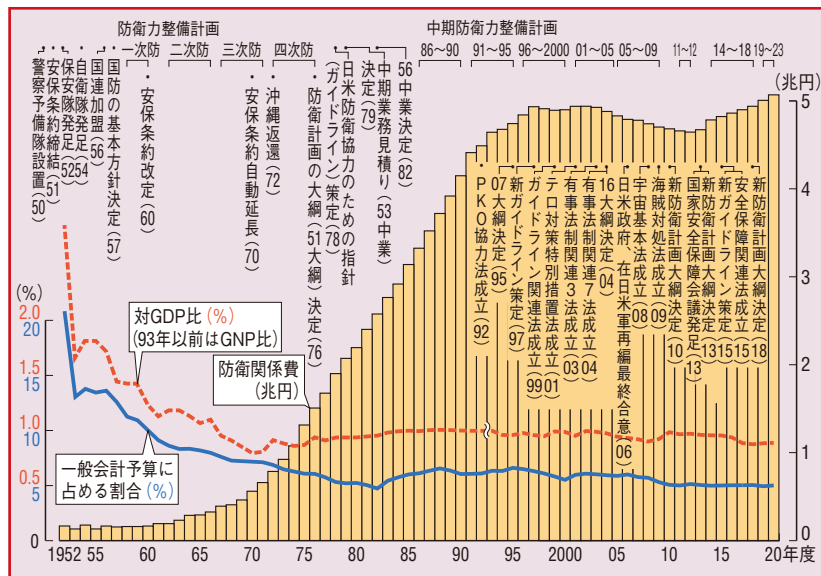
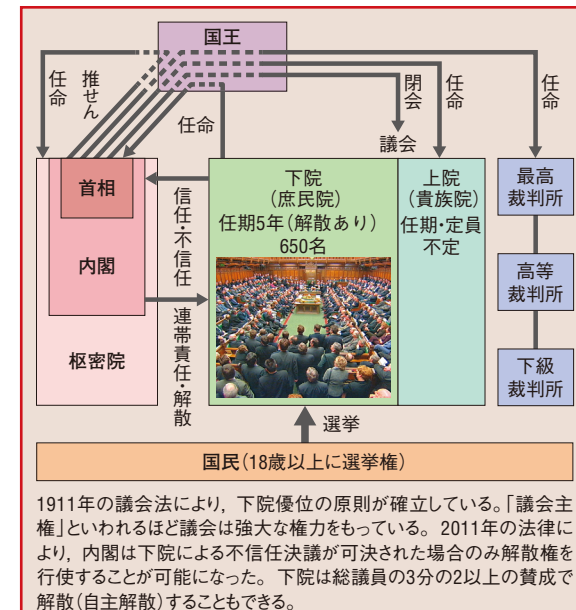
②気温上昇の予測 (IPCC第六次評価報告書)



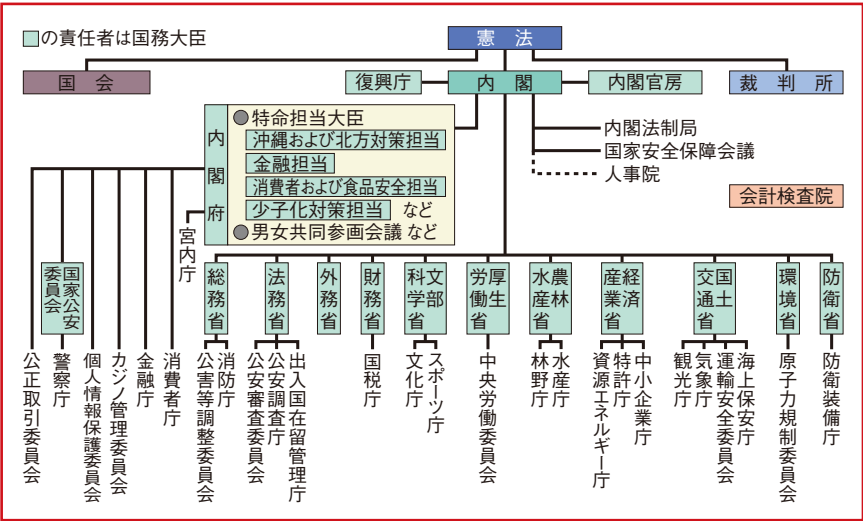
原文



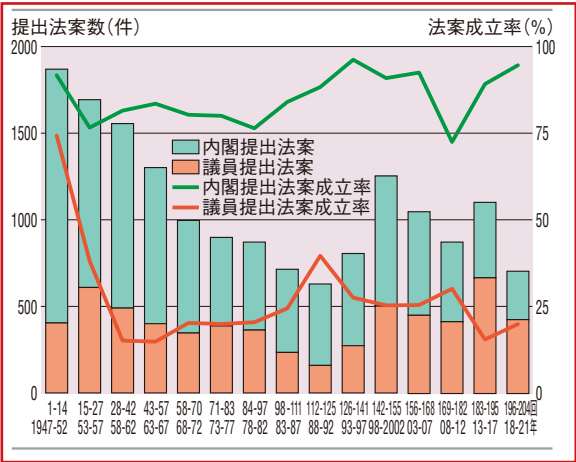
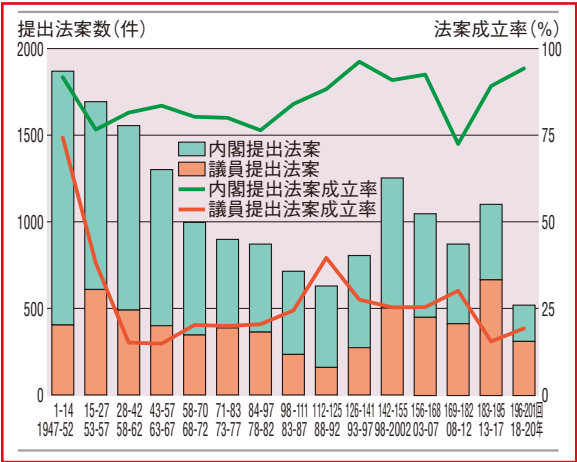
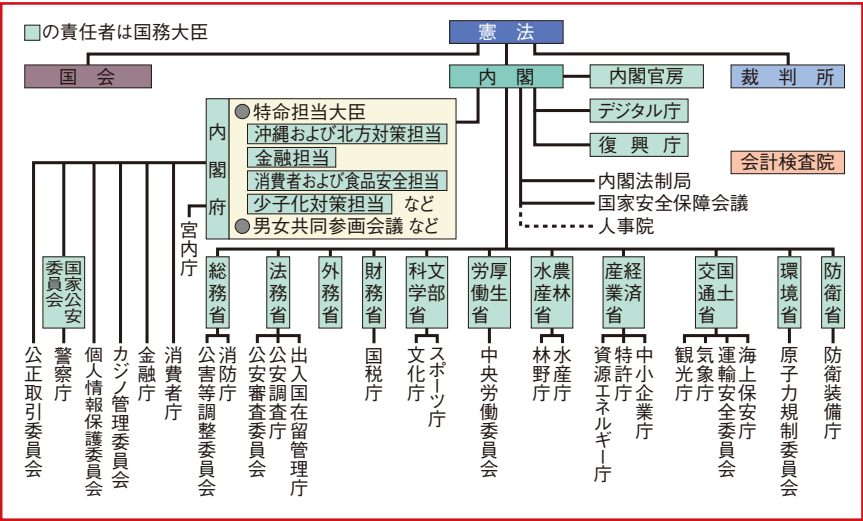
訂正文



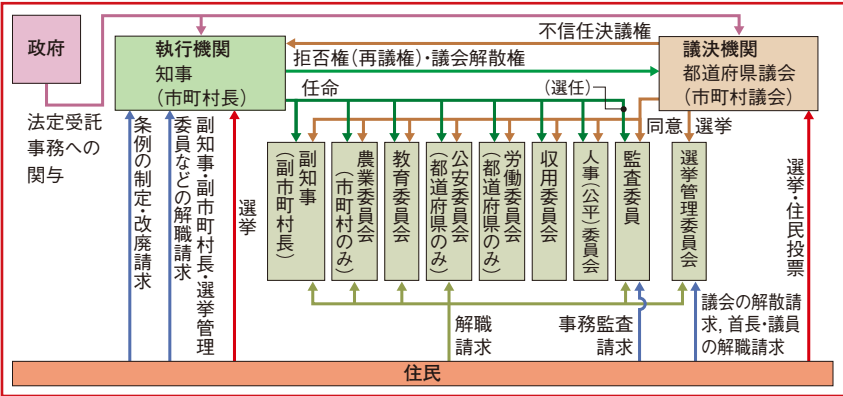
原文



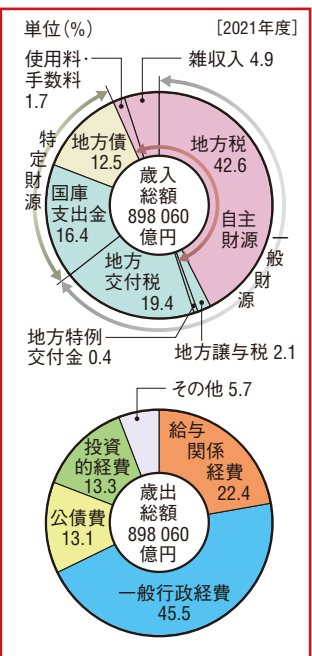
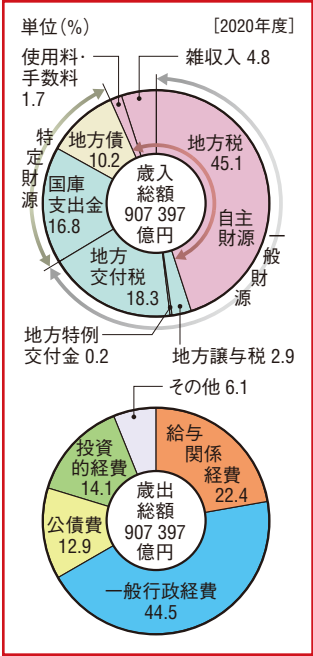
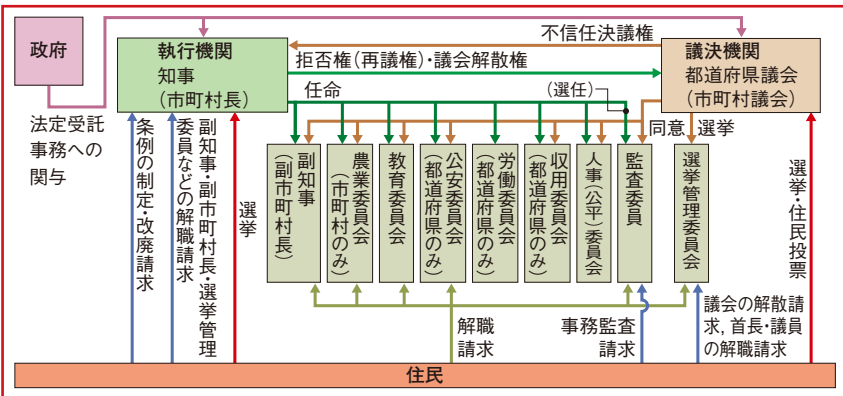
訂正文



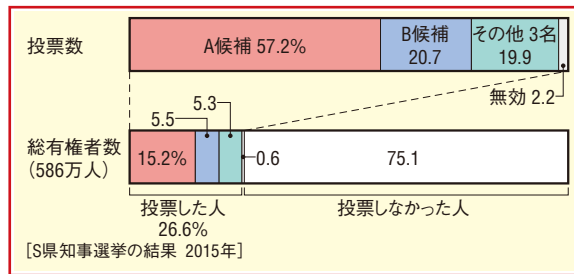
原文



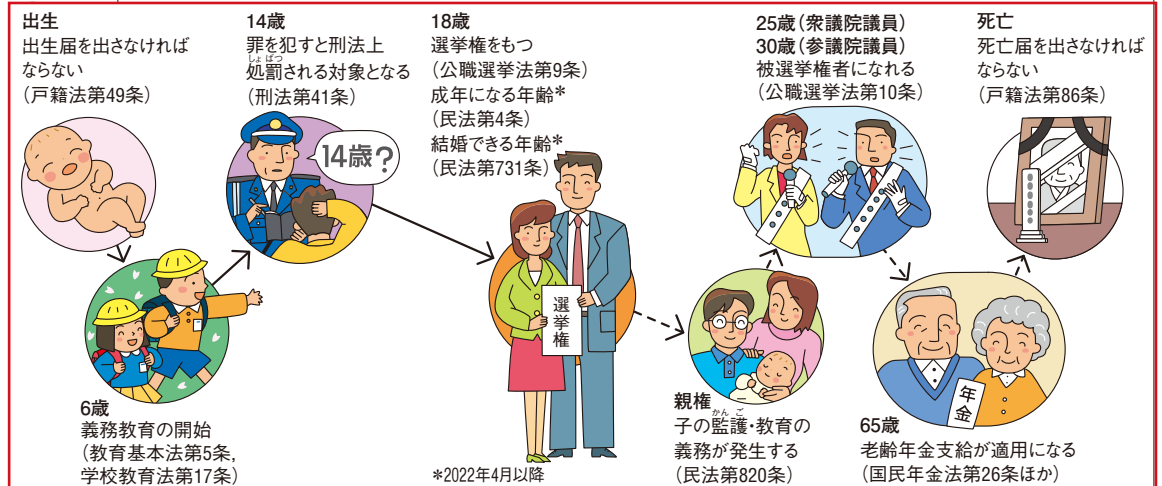
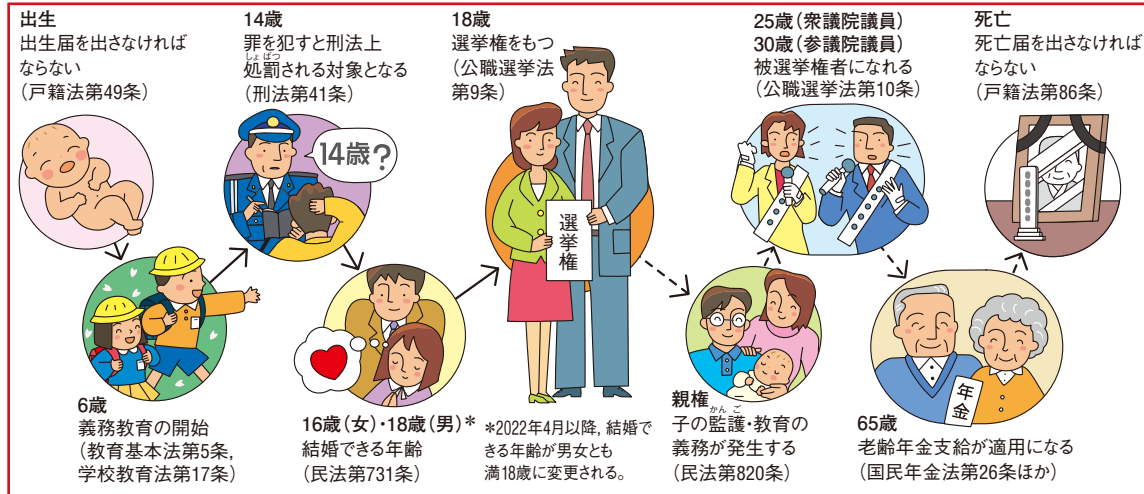
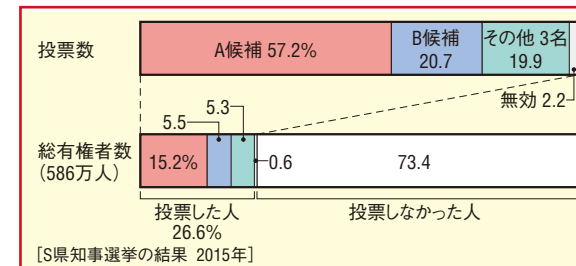
訂正文



原文



訂正文



アプローチ

	私法上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	20歳*1	男性18歳 女性16歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

*1 2022年4月より18歳
*2 アメリカは州によって異なる（表中はカリフォルニア州のもの）
*3 ただしビールなどは16歳といった例外がある

📌おもな国の法定年齢

アプローチ

📌少年事件の手続き(14歳以上の場合)

成年者とどこが違う？

未成年者と法

日本では20歳未満は未成年者とされ、法的関係において成年者（成人）とは異なる扱いを受けています。それはどのような意味をもつのでしょうか。

未成年についてのさまざまな規定

未成年者がアパートなどを借りたり、お金を借りたり、不動産や車を買ったりする場合などの契約には親権者等の同意が必要であり、同意を得ずに行った法律行為は親権者などによって取り消すことができます。このように民法では未成年者の財産行為は制限されている(制限行為能力者)。また、結婚については男性は18歳以上、女性は16歳以上でなければならず、未成年者の結婚には父母の同意が必要であると定められている。なお、未成年者は結婚によって成年に達したものとされ、財産行為について親権者等の同意は不要となる。ただし、成年とみなされるのは民法などの私法領域のみに限られ、未成年者喫煙禁止法や未成年者飲酒禁止法などの法律には適用されない。

刑事上などでの取り扱い

少年法は、少年（20歳未満）の犯罪について規定している。成人に対する裁判とは異なり、

少年の保護・更生の観点から、原則として家庭裁判所で審判が行われる。家庭裁判所裁判官は、少年、保護者、家庭裁判所調査官などの意見を聞き、再犯防止や更生に向けての処分を行う。しかし、殺人事件や強盗致死事件などでは検察官に戻され（逆送致）、成人と同じ刑事裁判を受ける場合もある。

刑事上のもの以外では、児童の就労や満18歳未満の年少者の深夜業の原則禁止など労働に関するもの(労働基準法)や、運転免許年齢に関するもの(道路交通法)、未成年者の営業（民法では親権者などから営業を許されれば成年と同じ行為能力をもつとされる）などに特別の規定がある。

「18歳」になること

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、国政選挙や地方選挙、憲法改正の国民投票などができるようになった。ただし、裁判員や検察審査会の審査員は20歳未満の者はなることができない。また、2018年に民法が改正されて、2022年4月からは民法上の成年年齢が18歳に引き下げられ(18歳未満が「未成年者」となる)、男女の婚姻開始年齢も18歳となる。なお、現在、少年法の適用年齢の引き下げについても議論されている。

未成年者の権利や義務などの観点から、未成年者を対象とするさまざまな法律の規定の意味を今一度確認し、その是非や、改革のあり方について、自分自身のこととして考えていく必要がある。

アプローチ

	私法上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	18歳*1	18歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

*1 2022年4月以降
*2 アメリカは州によって異なる（表中はカリフォルニア州のもの）
*3 ただしビールなどは16歳といった例外がある

📌おもな国の法定年齢

アプローチ

📌少年事件の手続き(14歳以上の場合)

成年者とどこが違う？

未成年者と法

日本では2022年4月以降18歳未満は未成年者とされ、法的関係において成年者（成人）とは異なる扱いを受けています。それはどのような意味をもつのでしょうか。

未成年についてのさまざまな規定

未成年者がアパートなどを借りたり、お金を借りたり、不動産や車を買ったりする場合などの契約には親権者等の同意が必要であり、同意を得ずに行った法律行為は親権者などによって取り消すことができます。このように民法では未成年者の財産行為は制限されている(制限行為能力者)。ただし、成年とみなされるのは民法などの私法領域のみに限られ、未成年者喫煙禁止法や未成年者飲酒禁止法などの法律には適用されない。

刑事上などでの取り扱い

少年法は、少年（20歳未満）の犯罪について規定している。20歳以上に対する裁判とは異なり、少年の保護・更生の観点から、原則として家庭裁判所で審判が行われる。家庭裁判所裁判官は、少年、保護者、家庭裁判所調査官などの意見を聞き、再犯防止や更生に向けての処分を行う。しかし、殺人事件や強盗致死事件などでは検察官

に戻され(逆送致)、20歳以上と同じ刑事裁判を受ける場合もある。

刑事上のもの以外では、児童の就労や満18歳未満の年少者の深夜業の原則禁止など労働に関するもの(労働基準法)や、運転免許年齢に関するもの(道路交通法)、未成年者の営業（民法では親権者などから営業を許されれば成年と同じ行為能力をもつとされる）などに特別の規定がある。

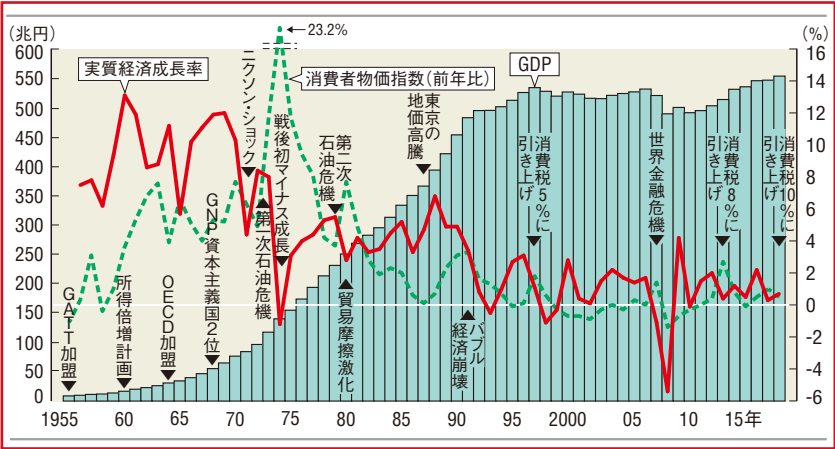
「18歳」になること

選挙権年齢が20歳から満18歳以上に引き下げられ、国政選挙や地方選挙、憲法改正の国民投票などができるようになった。ただし、裁判員や検察審査会の審査員は20歳未満の者はなることができない。
(→p.108)

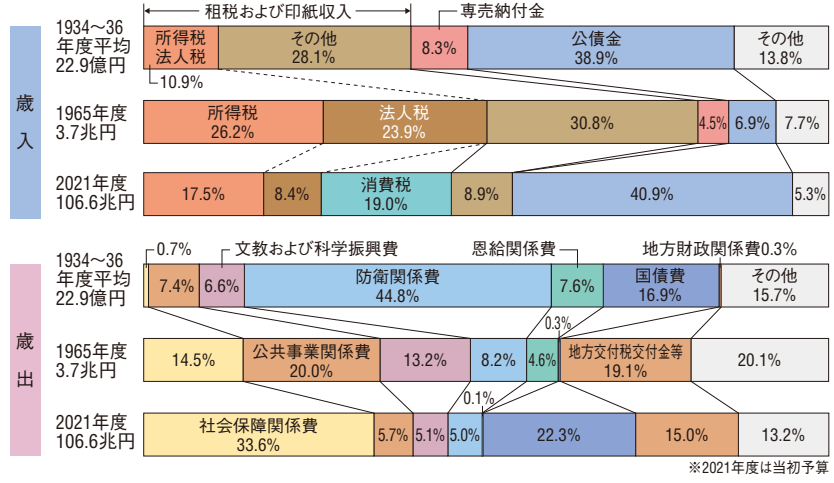
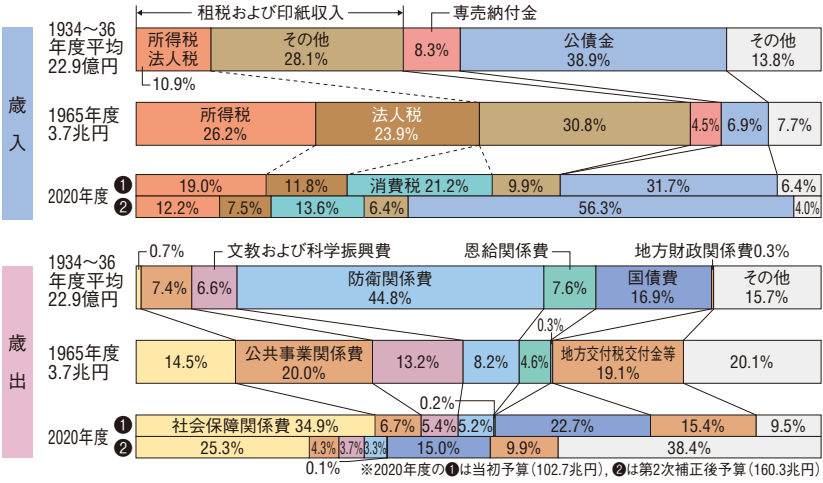
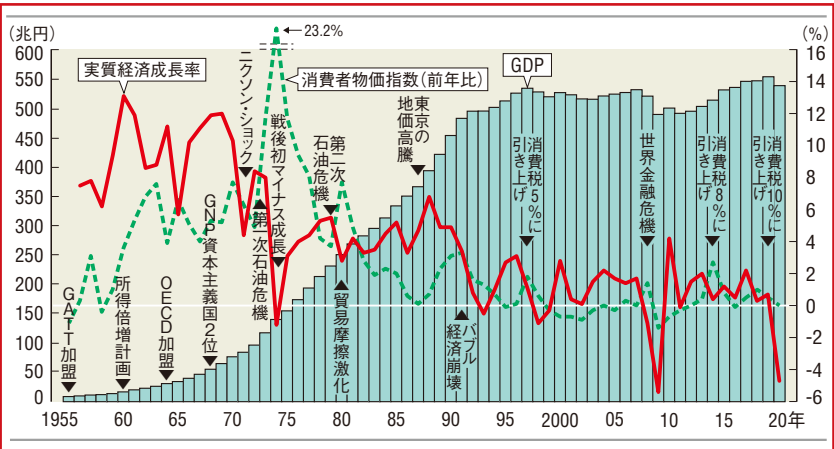
また、2018年に民法が改正されて、2022年4月からは民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ(18歳未満が「未成年者」となる)、男女の婚姻開始年齢も18歳となる。さらに、少年法も改正され、逆送致の対象事件の拡大や、実名報道の解禁など、18、19歳の少年犯罪のあつかが厳しくなる。

これからも未成年者の権利や義務などの観点から、未成年者を対象とするさまざまな法律の規定の意味を今一度確認し、その是非や、改革のあり方について、自分自身のこととして考えていく必要がある。

原文

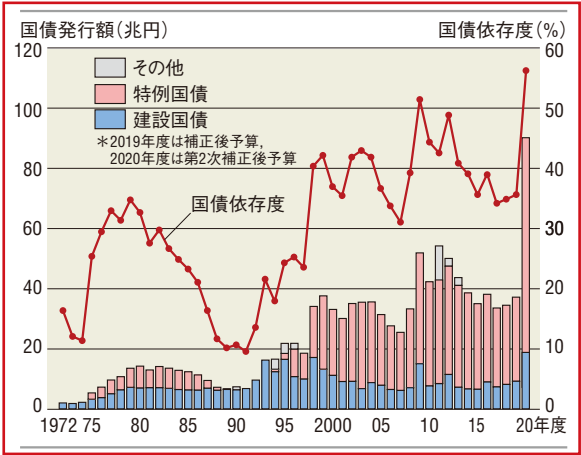


訂正文

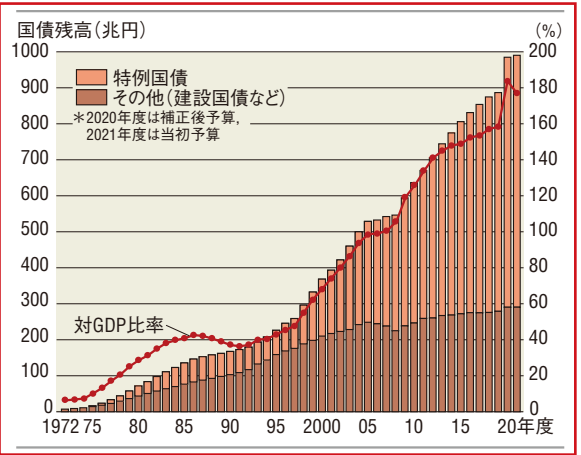
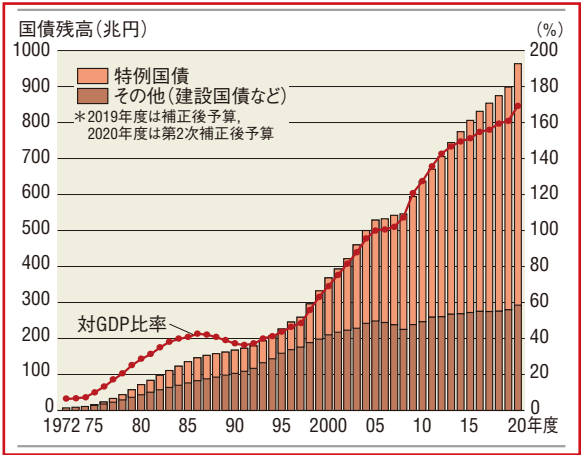
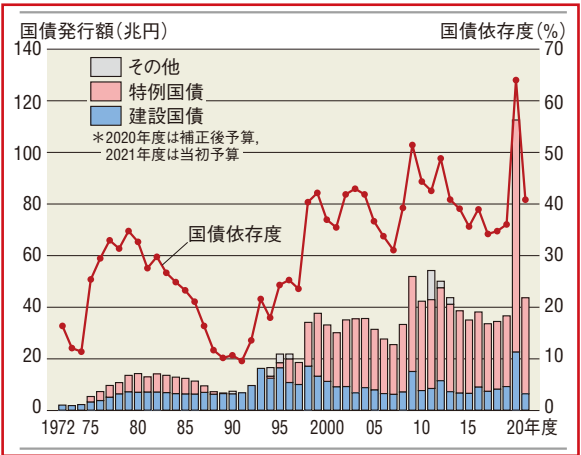


原文	訂正文
財政問題と 財政危機 景気が悪くなると財政収支は赤字になる傾向がある。1970年代の石油危機の際には、景気対策のための財政支出が増大し、深刻な事態を招いた。1975年度には35%もの歳入不足が生じたために、政府は赤字国債を発行せざるをえなくなった。1980年代後半には税収が増えて、一時赤字国債を発行せずに済んだが、バブル崩壊後は発行額が増えていった。 現在日本は、中央・地方あわせて<u>1182兆円</u>をこえる政府債務^{さいむ}(公的債務残高)をかかえている。この額は国民全員が一人あたり約<u>943万円</u>の借金をかかえている計算になる(<u>2020年度補正予算</u>^⑩_{第2次補正後予算})。GDPが<u>570兆円</u>ほどだから、対GDP比は約<u>207%</u>となり、先進国のなかではとび抜けて高い数字である。また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス^⑪)の大幅な赤字も問題となっている。借金が累積^{るいせき}すれば、借金返済を最優先しなければならないため、社会保障や教育など行政サービスへの支出に回す資金が減り、財政の正常な働きをそこねる財政の硬直化^{こうちくか}が起こる。さらに、借金を返済するために新たな借金をするという事態におちいりかねない。現在の日本は、かつてないほどの財政危機^⑫の状態にある。	財政問題と 財政危機 景気が悪くなると財政収支は赤字になる傾向がある。1970年代の石油危機の際には、景気対策のための財政支出が増大し、深刻な事態を招いた。1975年度には35%もの歳入不足が生じたために、政府は赤字国債を発行せざるをえなくなった。1980年代後半には税収が増えて、一時赤字国債を発行せずに済んだが、バブル崩壊後は発行額が増えていった。 現在日本は、中央・地方あわせて<u>1212兆円</u>をこえる政府債務^{さいむ}(公的債務残高)をかかえている。この額は国民全員が一人あたり約<u>986万円</u>の借金をかかえている計算になる(<u>2021年度当初予算</u>^⑩)。GDPが<u>560兆円</u>ほどだから、対GDP比は約<u>217%</u>となり、先進国のなかではとび抜けて高い数字である。また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス^⑪)の大幅な赤字も問題となっている。借金が累積^{るいせき}すれば、借金返済を最優先しなければならないため、社会保障や教育など行政サービスへの支出に回す資金が減り、財政の正常な働きをそこねる財政の硬直化^{こうちくか}が起こる。さらに、借金を返済するために新たな借金をするという事態におちいりかねない。現在の日本は、かつてないほどの財政危機^⑫の状態にある。

原文

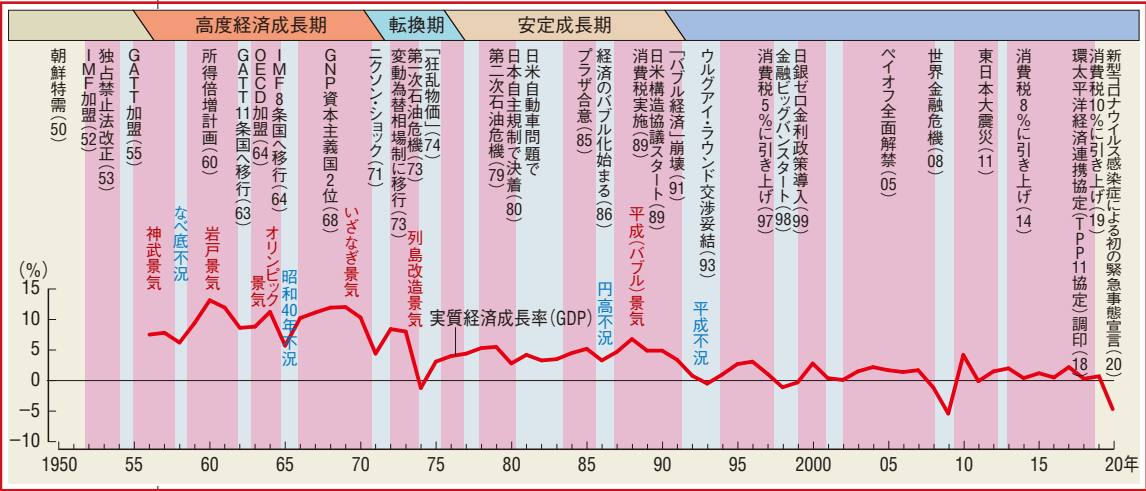
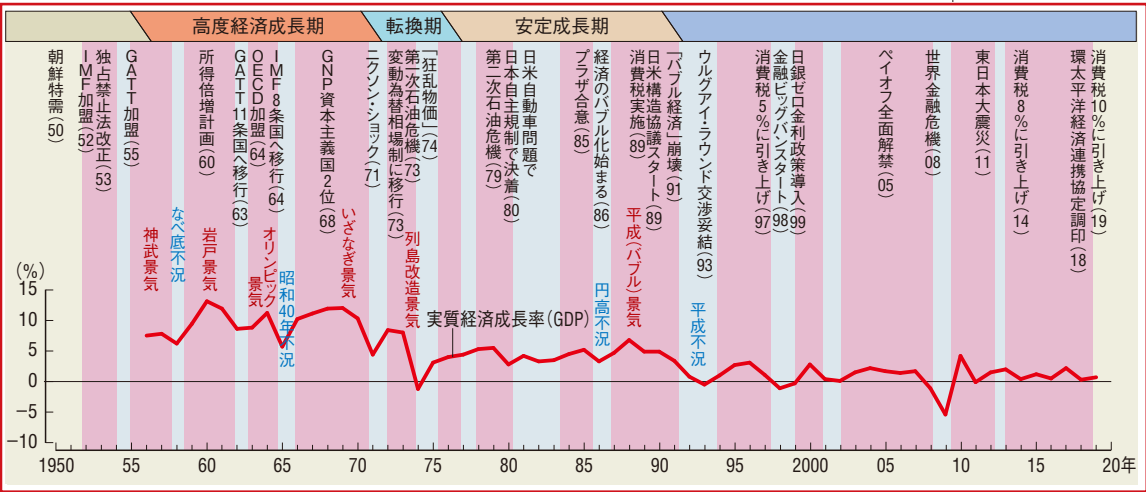


訂正文

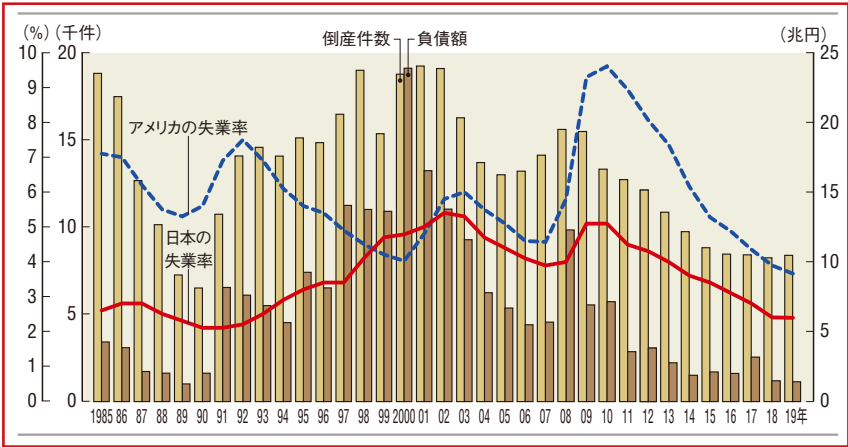


原文

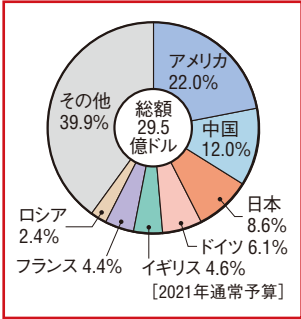
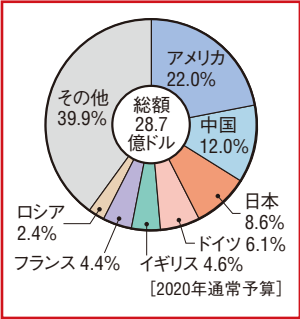
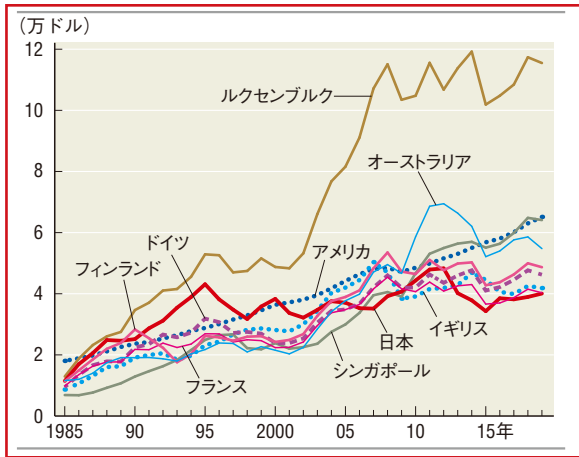
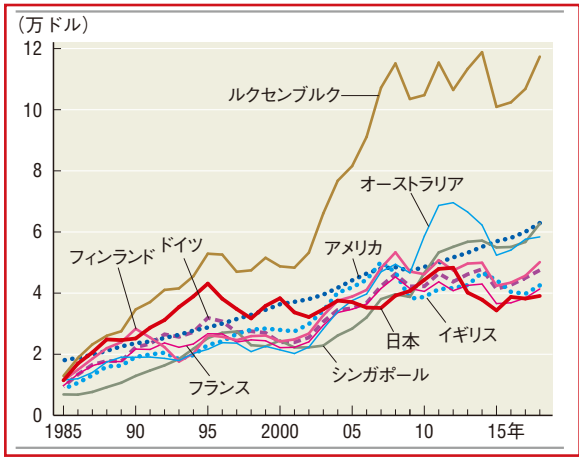
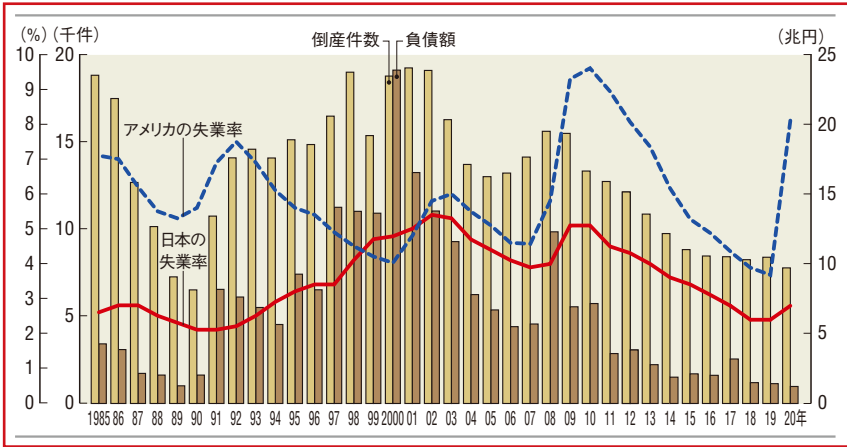
訂正文



原文

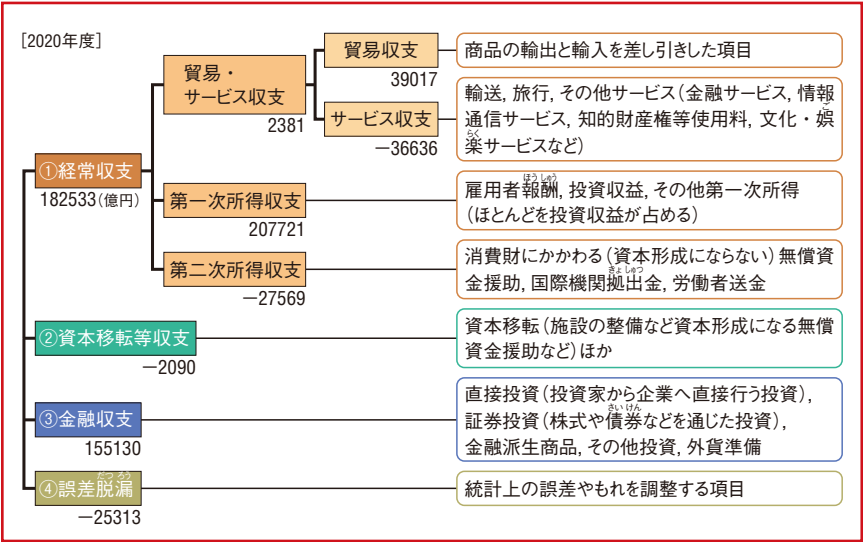
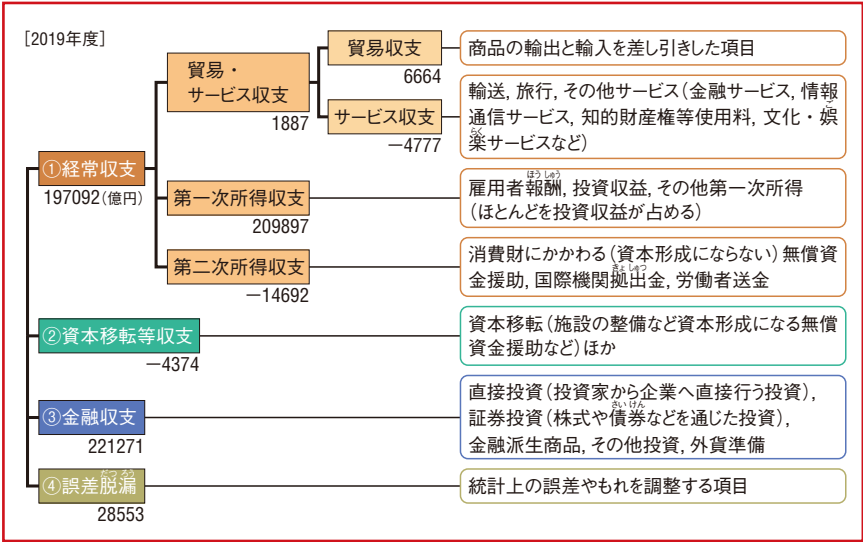
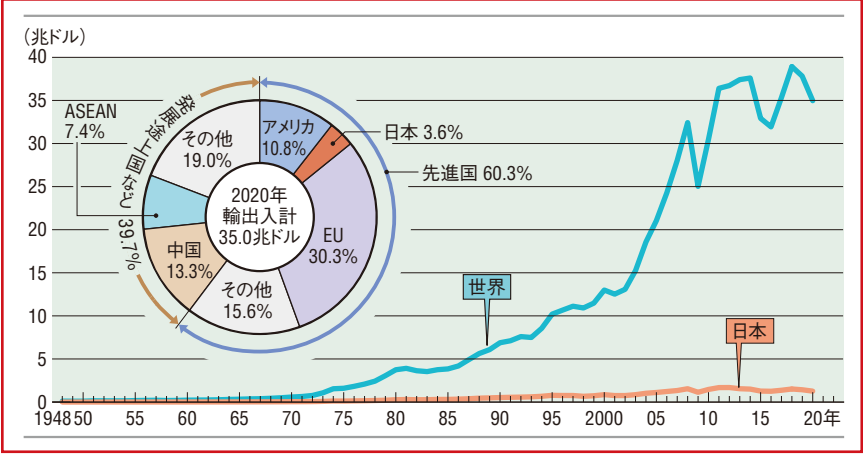
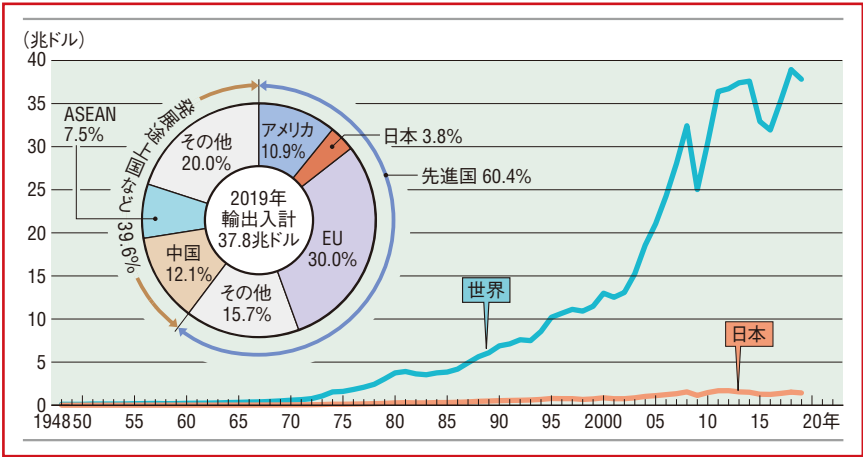


訂正文



原文

訂正文



原文

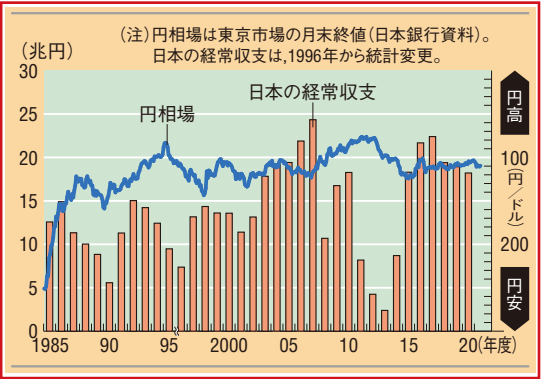
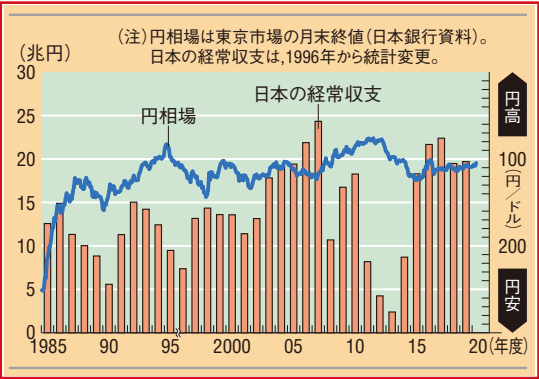
(億円)			
	2000年度	2010年度	2019年度
経常収支	135804	179736	197092
貿易・サービス収支	63573	52225	1887
貿易収支	117226	80331	6664
サービス収支	-53653	-28106	-4777
第一次所得収支	81604	139260	209897
第二次所得収支	-9373	-11749	-14692
資本移転等収支	-6517	-4804	-4374
金融収支	132933	216010	221271
誤差脱漏	3646	41078	28553

訂正文

(億円)			
	2000年度	2010年度	2020年度
経常収支	135804	179736	182533
貿易・サービス収支	63573	52225	2381
貿易収支	117226	80331	39017
サービス収支	-53653	-28106	-36636
第一次所得収支	81604	139260	207721
第二次所得収支	-9373	-11749	-27569
資本移転等収支	-6517	-4804	-2090
金融収支	132933	216010	155130
誤差脱漏	3646	41078	-25313

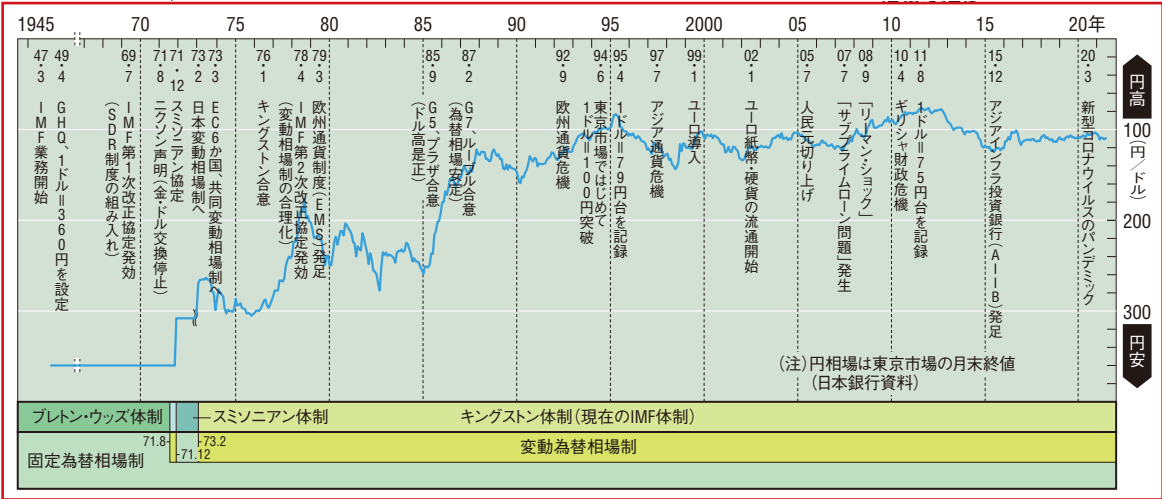
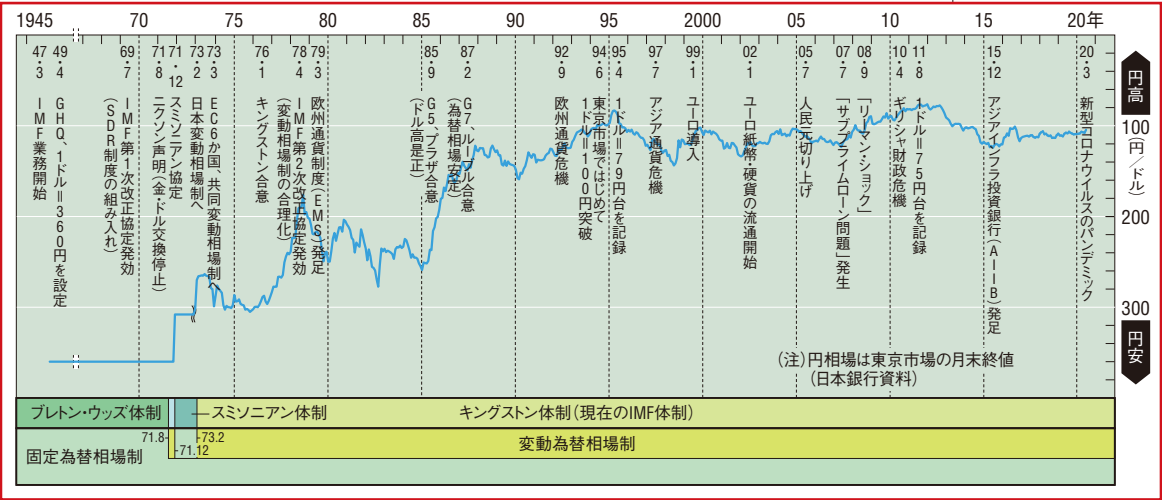
[2018年] (100万米ドル)					
	経常収支	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支	金融収支
日本	174719	3981	189108	-18370	181852
アメリカ	-490991	-627687	253981	-117285	-445455
イギリス	-123106	-50188	-38377	-34541	-101359
ドイツ	289897	238204	107818	-56125	270799
フランス	-19014	-30736	68216	-56494	-34336
イタリア	50556	51208	20122	-20774	34687
中国	49092	102922	-51420	-2410	-111690

[2019年] (100万米ドル)					
	経常収支	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支	金融収支
日本	184540	4578	192611	-12649	221802
アメリカ	-498350	-616424	256997	-138923	-395910
イギリス	-106886	-33120	-38572	-35194	-130116
ドイツ	274504	224617	103239	-53352	229572
フランス	-18549	-27499	61524	-52574	-62010
イタリア	58933	61441	16597	-19105	51277
中国	141336	164122	-33036	10250	-57043

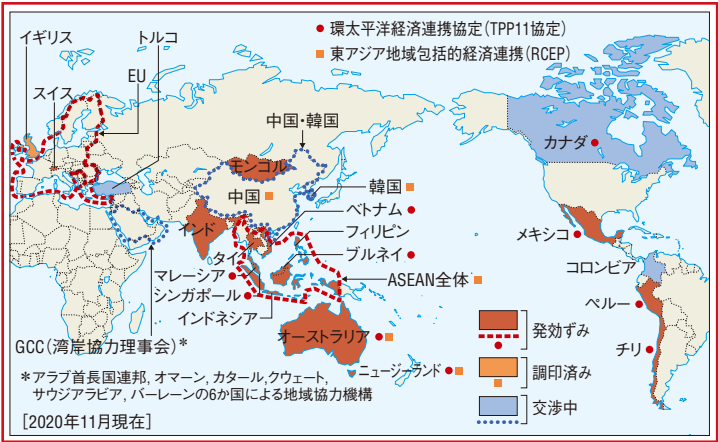


原文

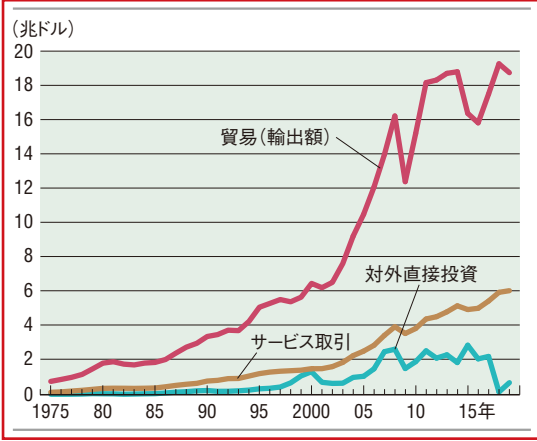
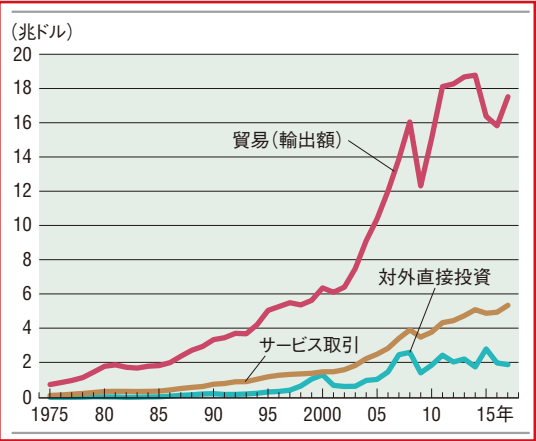
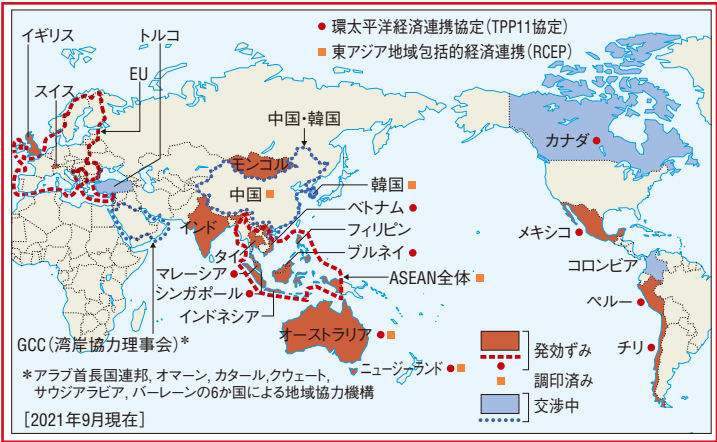
訂正文



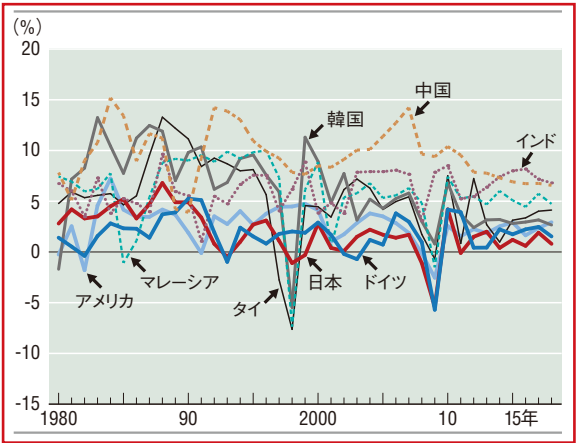
原文



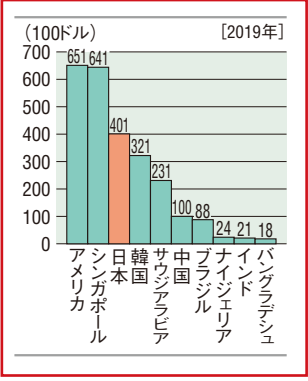
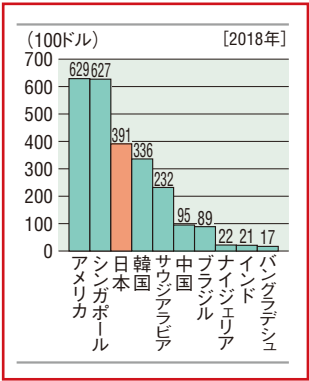
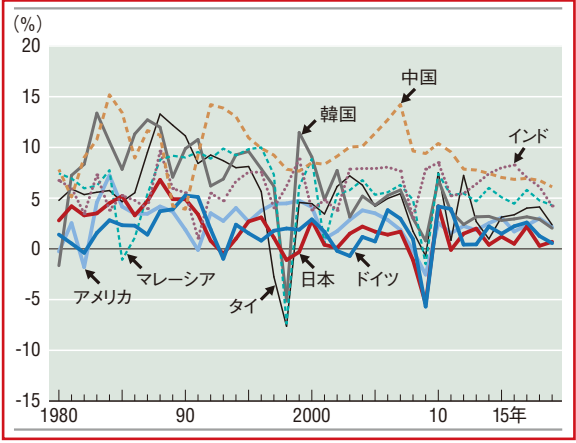
訂正文



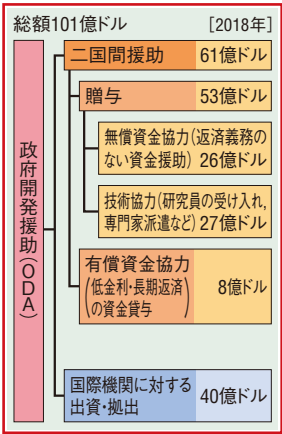
原文



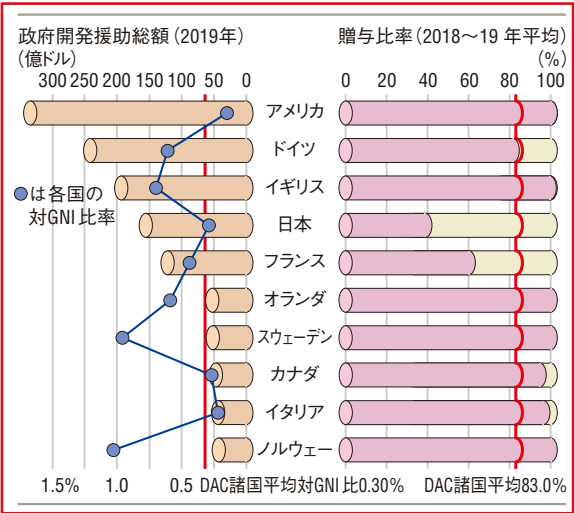
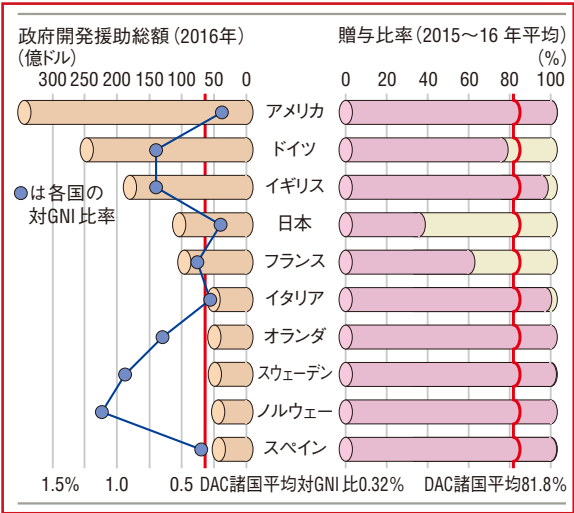
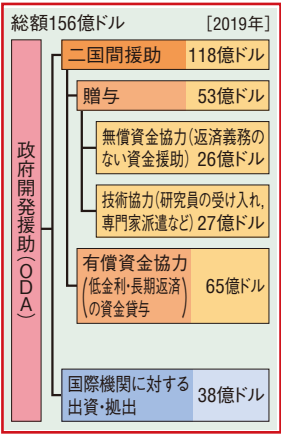
訂正文



原文



訂正文



原文	訂正文
民法(抜すい) ・改正公布 昭和22年12月22日 第1編 総則 第1条〔基本原則〕①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。 ②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。 ③権利の濫用は、これを許さない。 第5条〔未成年者の法律行為〕①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。 ②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。 第90条〔公序良俗〕公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。 第95条〔錯誤〕①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。 1 意思表示に対応する意思を欠く錯誤 2 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤 第96条〔詐欺又は強迫〕①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。 第2編 物権 第206条〔所有権の内容〕所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。 第3編 債権 第446条〔保証人の責任等〕①保証人は、主たる債務者がその債 務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。 ②保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。 第709条〔不法行為による損害賠償〕故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 第4編 親族 第725条〔親族の範囲〕次に掲げる者は、親族とする。 1 6 親等内の血族 2 配偶者 3 3 親等内の姻族 第731条〔婚姻適齢〕男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。 第5編 相続 第900条〔法定相続分〕同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。 1 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。 2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。 3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。 4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。	民法(抜すい) ・改正公布 昭和22年12月22日 ※第4条・第731条は2022年4月1日施行 第1編 総則 第1条〔基本原則〕①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。 ②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。 ③権利の濫用は、これを許さない。 第4条〔成年〕年齢18歳をもって、成年とする。 第5条〔未成年者の法律行為〕①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。 ②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。 第90条〔公序良俗〕公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。 第95条〔錯誤〕①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。 1 意思表示に対応する意思を欠く錯誤 2 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤 第96条〔詐欺又は強迫〕①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。 第2編 物権 第206条〔所有権の内容〕所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。 第3編 債権 第446条〔保証人の責任等〕①保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。 ②保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。 第709条〔不法行為による損害賠償〕故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 第4編 親族 第725条〔親族の範囲〕次に掲げる者は、親族とする。 1 6 親等内の血族 2 配偶者 3 3 親等内の姻族 第731条〔婚姻適齢〕婚姻は、18歳にならなければ、することができない。 第5編 相続 第900条〔法定相続分〕同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。 1 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。 2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。 3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。 4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

原文

年	日本	内閣	世界
1999 (平成11)	⑤ガイドライン関連法成立 ⑦食料・農業・農村基本法制定 ⑨東海村臨界事故発生		①EU、単一通貨ユーロ導入 ⑫マカオ返還
2000	①国会に憲法調査会設置 ⑨三宅島噴火で全島民避難	森喜朗 2000.4～01.4	⑥韓国と北朝鮮、南北首脳初会談
01	①中央省庁、1府12省庁へ再編 ⑥ハンセン病補償法成立 ⑪海上自衛隊インド洋派遣	小泉純一郎 2001.4～06.9	⑨米で同時多発テロ事件 ⑩米、英など、アフガニスタンへ軍事行動
02	⑨初の日朝首脳会談。北朝鮮、拉致事実認める		⑦アフリカ連合(AU)発足 ⑨持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルク)
03	⑥有事法制関連3法成立		③イラク戦争 ⑧第1回6か国協議
04	①自衛隊イラク派遣 ⑤裁判員法成立 ⑥有事法制関連7法成立		⑤EU 25か国に拡大 ⑫スマトラ島沖地震、津波で大被害
05	④JR西日本、尼崎で脱線事故 *日本の人口が減少に転じる		②京都議定書発効
06	⑤日米政府、在日米軍再編合意 ⑫教育基本法改正		⑦イスラエル、レバノンへ軍事行動 ⑩北朝鮮、核実験
07	⑤国民投票法成立	安倍晋三 2006.9～07.9	②6か国協議、合意文書採択
08	④後期高齢者医療制度導入	福田康夫 2007.9～08.9	⑧ロシア、 <u>グルジア(現ジョージア)に軍事侵攻</u>
09	⑨民主党中心の連立政権成立	麻生太郎 2008.9～09.9	*世界金融危機 ①米でオバマ大統領就任
10	⑦改正臓器移植法施行	鳩山由紀夫 2009.9～2010.6	④ギリシャ財政危機
11	③東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故	菅直人 2010.6～11.9	④メキシコ湾で原油流出事故 *チュニジア、エジプト、リビアで独裁政権崩壊
12	⑧消費増税関連法成立 ⑫自民党中心の連立政権成立	野田佳彦 2011.9～12.12	⑪パレスチナ、国連総会決議で「オブザーバー国家」に昇格
13	⑦TPP交渉に正式参加 ⑫特定秘密保護法成立	安倍晋三 2012.12～20.9	⑪イラン核開発問題、計画縮小で合意
14	④消費税8%に引き上げ ⑦「集团的自衛権」の行使容認を閣議決定		③ロシア、クリミア半島(ウクライナ)の編入を宣言
15	⑥選挙権年齢、18歳以上に引き下げ ⑨安全保障関連法成立		⑦アメリカとキューバ、国交回復 ⑫パリ協定採択
16	①マイナンバー制度発足		⑫アジアインフラ投資銀行(AIIB)発足 ⑥イギリス、国民投票でEU離脱派が賛成多数
17	⑥「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法成立		①米でトランプ大統領就任 ⑦核兵器禁止条約、国連総会で採択
18	③TPP(TPP11協定)調印 ⑥成年年齢、18歳に引き下げ		⑥米朝首脳初会談
19	④アイヌ民族支援法成立 ⑤元号「平成」から「令和」へ ⑩消費税10%に引き上げ		⑧INF全廃条約失効
20	④新型コロナで「緊急事態宣言」発令	菅義偉 2020.9～	①イギリス、EU離脱 ③WHO、新型コロナウイルス感染拡大を「パンデミック」と表明

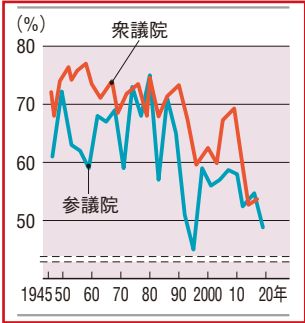


訂正文

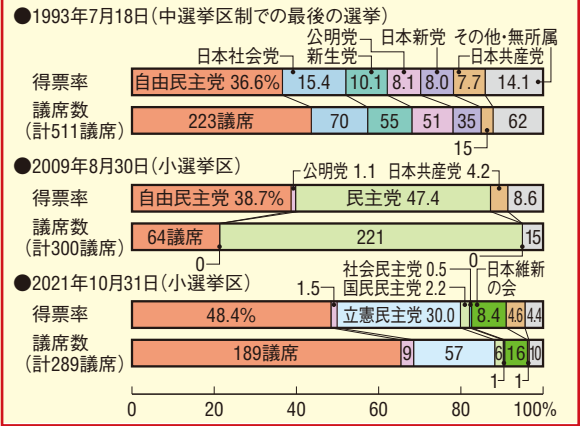
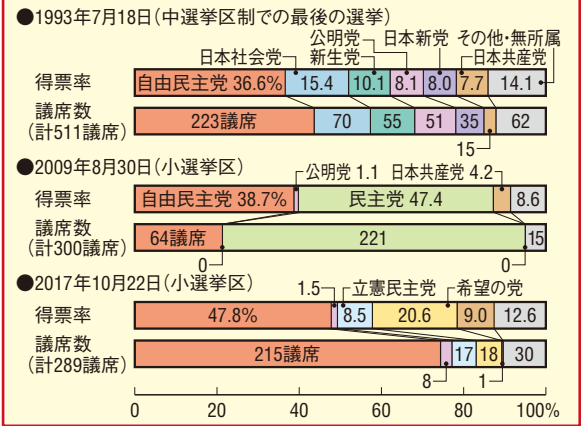
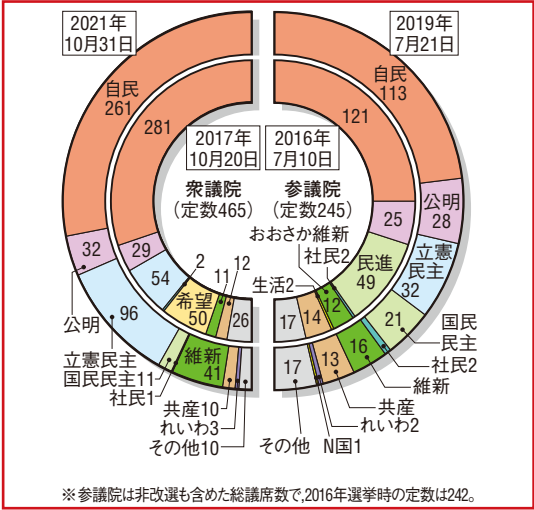
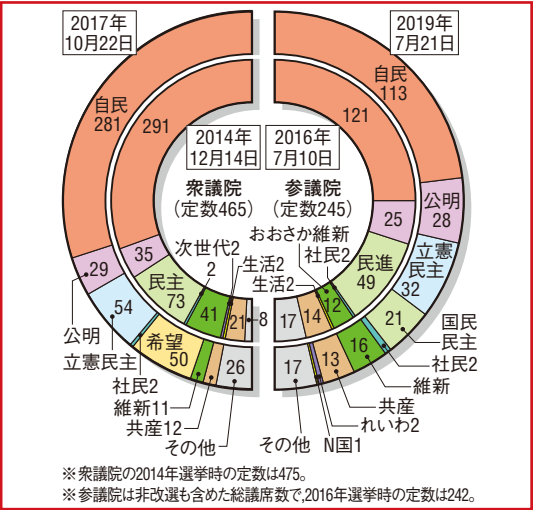
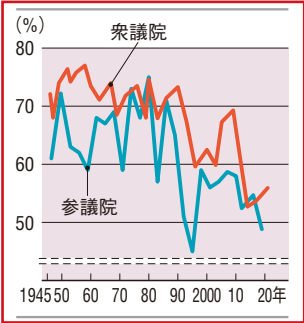
年	日本	内閣	世界
1999 (平成11)	⑤ガイドライン関連法成立 ⑦食料・農業・農村基本法制定 ⑨東海村臨界事故発生		①EU、単一通貨ユーロ導入 ⑫マカオ返還
2000	①国会に憲法調査会設置 ⑨三宅島噴火で全島民避難	森喜朗 2000.4～01.4	⑥韓国と北朝鮮、南北首脳初会談
01	①中央省庁、1府12省庁へ再編 ⑥ハンセン病補償法成立 ⑪海上自衛隊インド洋派遣	小泉純一郎 2001.4～06.9	⑨米で同時多発テロ事件 ⑩米、英など、アフガニスタンへ軍事行動
02	⑨初の日朝首脳会談。北朝鮮、拉致事実認める		⑦アフリカ連合(AU)発足 ⑨持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルク)
03	⑥有事法制関連3法成立		③イラク戦争 ⑧第1回6か国協議
04	①自衛隊イラク派遣 ⑤裁判員法成立 ⑥有事法制関連7法成立		⑤EU 25か国に拡大 ⑫スマトラ島沖地震、津波で大被害
05	④JR西日本、尼崎で脱線事故 *日本の人口が減少に転じる		②京都議定書発効
06	⑤日米政府、在日米軍再編合意 ⑫教育基本法改正		⑦イスラエル、レバノンへ軍事行動 ⑩北朝鮮、核実験
07	⑤国民投票法成立	安倍晋三 2006.9～07.9	②6か国協議、合意文書採択
08	④後期高齢者医療制度導入	福田康夫 2007.9～08.9	⑧ロシア、 <u>ジョージアに軍事侵攻</u>
09	⑨民主党中心の連立政権成立	麻生太郎 2008.9～09.9	*世界金融危機 ①米でオバマ大統領就任
10	⑦改正臓器移植法施行	鳩山由紀夫 2009.9～2010.6	④ギリシャ財政危機
11	③東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故	菅直人 2010.6～11.9	④メキシコ湾で原油流出事故 *チュニジア、エジプト、リビアで独裁政権崩壊
12	⑧消費増税関連法成立 ⑫自民党中心の連立政権成立	野田佳彦 2011.9～12.12	⑪パレスチナ、国連総会決議で「オブザーバー国家」に昇格
13	⑦TPP交渉に正式参加 ⑫特定秘密保護法成立	安倍晋三 2012.12～20.9	⑪イラン核開発問題、計画縮小で合意
14	④消費税8%に引き上げ ⑦「集团的自衛権」の行使容認を閣議決定		③ロシア、クリミア半島(ウクライナ)の編入を宣言
15	⑥選挙権年齢、18歳以上に引き下げ ⑨安全保障関連法成立		⑦アメリカとキューバ、国交回復 ⑫パリ協定採択
16	①マイナンバー制度発足		⑥イギリス、国民投票でEU離脱派が賛成多数
17	⑥「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法成立		①米でトランプ大統領就任 ⑦核兵器禁止条約、国連総会で採択
18	③TPP(TPP11協定)調印 ⑥成年年齢、18歳に引き下げ		⑥米朝首脳初会談
19	④アイヌ民族支援法成立 ⑤元号「平成」から「令和」へ ⑩消費税10%に引き上げ		⑧INF全廃条約失効
20	④新型コロナで「緊急事態宣言」発令	菅義偉 2020.9～21.10	①イギリス、EU離脱 ③WHO、新型コロナウイルス感染拡大を「パンデミック」と表明
21	⑧⑨オリンピック・パラリンピック東京大会	岸田文雄 2021.10～	



原文



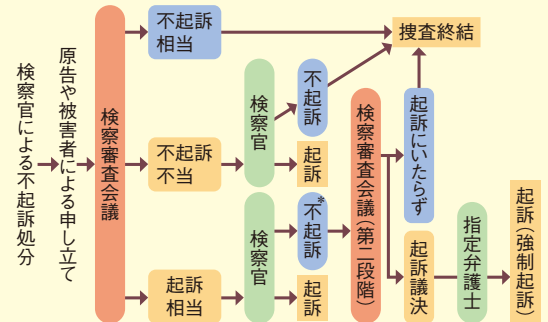
訂正文



ゼミナール 司法への民意の反映

近年、開かれた司法をめざし、裁判員制度の導入や検察審査会の権限の強化などが行われた。^(→p.88)一般市民の感覚を裁判に生かすことは、市民の自由と権利を守り、司法に対する意識の向上につながるものとして期待されている。

1 検察審査会制度



*法定期間(原則3か月)内に起訴しない場合も含む。

検察審査会による審査の流れ

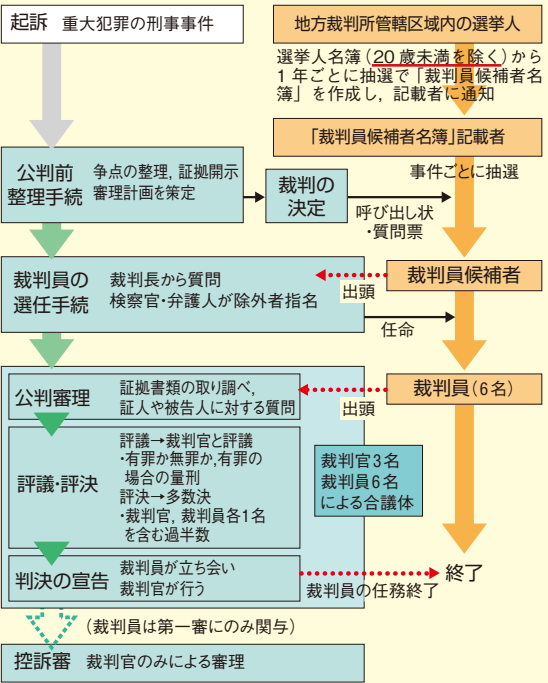
検察審査会制度は、検察官が独占する公訴権に民意を反映させるために、検察官が被疑者を起訴しない処分(不起訴処分)について適否を審査する制度で、1948年に導入された。検察審査会は全国に165か所あり、審査員は選挙権を有する者のうち、20歳以上の者のなかから抽選で選ばれる。2009年の改正で権限が強化され、検察審査会が二度、起訴すべきと議決をした場合は、強制的に起訴される(強制起訴)。その際は裁判所が指定する弁護士(指定弁護士)が起訴をし、裁判でも検察官の役割を果たすことになっている。

	検察審査会制度	裁判員制度
導入年	1948年	2009年
選ばれた市民の職務	おもに検察官の不起訴処分の当否について審査する	一定の重大な犯罪について刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と決める
人数	一審査会につき11人	一事件につき原則6人
任期	6か月(審査会議は平均して月に1~2回)	参加する事件の公判開始から判決まで(多くの場合、3~5日)
公開の有無	会議はすべて非公開	裁判は公開、評議は非公開

検察審査会制度と裁判員制度の比較

2 裁判員制度

2004年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009年より裁判員が有罪か無罪かの判断と量刑を行う制度が実施されている。



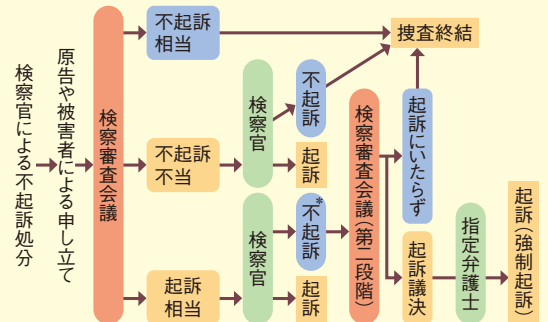
裁判員裁判の流れ

- (1) 対象となる事件は殺人など重大犯罪の刑事事件に限られる。
- (2) 裁判員は選挙権を有する者のうち、20歳以上の者のなかから抽選で選ばれ、70歳以上や学生、病気などの理由がなければ辞退できない。
- (3) 裁判員裁判は裁判員6名、裁判官3名(場合により、裁判員4名、裁判官1名)からなり、有罪・無罪の決定および量刑に関し審理し、裁判を行う権限を有する。評議で意見が一致しない場合、^{ひょうけつ}評決は裁判員、裁判官各1名を含む過半数で行われる。
- (4) 裁判員は第一審のみに関与し、^{こうそ}控訴審以降は裁判官のみで裁判が行われる。
- (5) 守秘義務違反には6か月以下の懲役または50万円以下の罰金、および出しに出頭しなかった場合には10万円以下の過料^{かりよう}などがある。

ゼミナール 司法への民意の反映

近年、開かれた司法をめざし、裁判員制度の導入や検察審査会の権限の強化などが行われた。^(→p.88)一般市民の感覚を裁判に生かすことは、市民の自由と権利を守り、司法に対する意識の向上につながるものとして期待されている。

1 検察審査会制度



*法定期間(原則3か月)内に起訴しない場合も含む。

検察審査会による審査の流れ

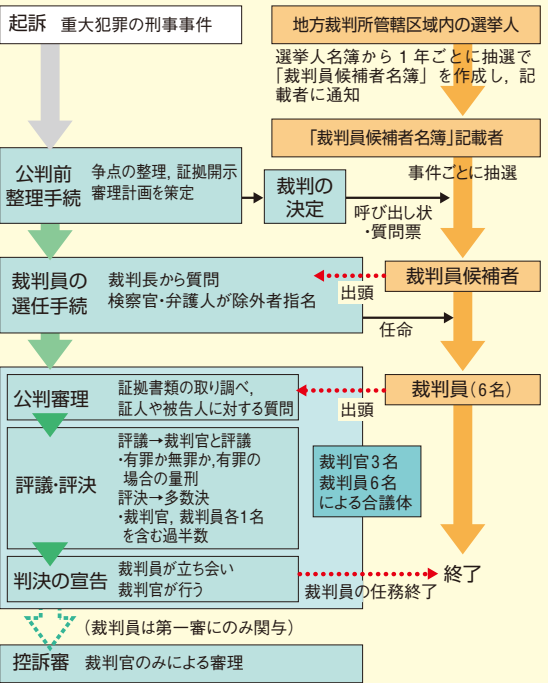
検察審査会制度は、検察官が独占する公訴権に民意を反映させるために、検察官が被疑者を起訴しない処分(不起訴処分)について適否を審査する制度で、1948年に導入された。検察審査会は全国に165か所あり、審査員は選挙権を有する者(2022年4月以降)のなかから抽選で選ばれる。2009年の改正で権限が強化され、検察審査会が二度、起訴すべきと議決をした場合は、強制的に起訴される(強制起訴)。その際は裁判所が指定する弁護士(指定弁護士)が起訴をし、裁判でも検察官の役割を果たすことになっている。

	検察審査会制度	裁判員制度
導入年	1948年	2009年
選ばれた市民の職務	おもに検察官の不起訴処分の当否について審査する	一定の重大な犯罪について刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と決める
人数	一審査会につき11人	一事件につき原則6人
任期	6か月(審査会議は平均して月に1~2回)	参加する事件の公判開始から判決まで(多くの場合、3~5日)
公開の有無	会議はすべて非公開	裁判は公開、評議は非公開

検察審査会制度と裁判員制度の比較

2 裁判員制度

2004年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009年より裁判員が有罪か無罪かの判断と量刑を行う制度が実施されている。



裁判員裁判の流れ

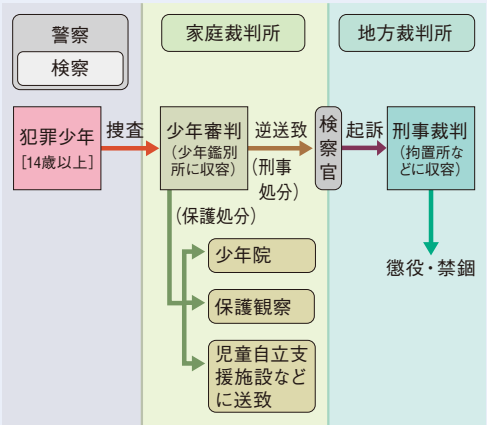
- (1) 対象となる事件は殺人など重大犯罪の刑事事件に限られる。
- (2) 裁判員は選挙権を有する者(2022年4月以降)のなかから抽選で選ばれ、70歳以上や学生、病気などの理由がなければ辞退できない。
- (3) 裁判員裁判は裁判員6名、裁判官3名(場合により、裁判員4名、裁判官1名)からなり、有罪・無罪の決定および量刑に関し審理し、裁判を行う権限を有する。評議で意見が一致しない場合、^{ひょうけつ}評決は裁判員、裁判官各1名を含む過半数で行われる。
- (4) 裁判員は第一審のみに関与し、^{こうそ}控訴審以降は裁判官のみで裁判が行われる。
- (5) 守秘義務違反には6か月以下の懲役または50万円以下の罰金、および出しに出頭しなかった場合には10万円以下の過料^{かりよう}などがある。

アプローチ

	私法上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	18歳*1	18歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

*1 2022 年 4 月以降
*2 アメリカは州によって異なる（表中はカリフォルニア州のもの）
*3 ただしビールなどは 16 歳といった例外がある

📌おもな国の法定年齢



📌少年事件の手続き（14歳以上の場合）

に戻され（逆送致^{ぎゃくそうち}），20歳以上と同じ刑事裁判を受ける場合もある。

刑事上のもの以外では，児童の就労や満18歳未満の年少者の深夜業の原則禁止など労働に関するもの（労働基準法）や，運転免許年齢に関するもの（道路交通法），未成年者の営業（民法では親権者などから営業を許されれば成年と同じ行為能力をもつとされる）などに特別の規定がある。

「18歳」になること

選挙権年齢が20歳から満18歳以上に引き下げられ，国政選挙や地方選挙，憲法改正の国民投票などができるようになった。ただし，裁判員や検察審査会の審査員は20歳未満の者はなることができない。^{（→p.108）}

また，2018年に民法が改正されて，2022年4月からは民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ（18歳未満が「未成年者」となる），男女の婚姻開始年齢も18歳となる。さらに，少年法も改正され，逆送致の対象事件の拡大や，実名報道の解禁など，18，19歳の少年犯罪のあつかが厳しくなる。

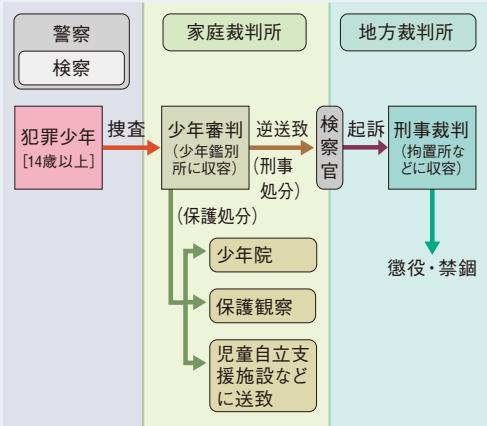
これからも未成年者の権利や義務などの観点から，未成年者を対象とするさまざまな法律の規定の意味を今一度確認し，その是非や，改革のあり方について，自分自身のこととして考えていく必要がある。

アプローチ

	私法上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	18歳*1	18歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

*1 2022 年 4 月以降
*2 アメリカは州によって異なる（表中はカリフォルニア州のもの）
*3 ただしビールなどは 16 歳といった例外がある

📌おもな国の法定年齢



📌少年事件の手続き（14歳以上の場合）

に戻され（逆送致^{ぎゃくそうち}），20歳以上と同じ刑事裁判を受ける場合もある。

刑事上のもの以外では，児童の就労や満18歳未満の年少者の深夜業の原則禁止など労働に関するもの（労働基準法）や，運転免許年齢に関するもの（道路交通法），未成年者の営業（民法では親権者などから営業を許されれば成年と同じ行為能力をもつとされる）などに特別の規定がある。

「18歳」になること

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ，国政選挙や地方選挙，憲法改正の国民投票などができるようになった。ただし，裁判員や検察審査会の審査員は20歳未満の者はなることができない。^{（→p.108）}

また，2018年に民法が改正されて，2022年4月からは民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ（18歳未満が「未成年者」となる），男女の婚姻開始年齢も18歳となる。さらに，少年法も改正され，逆送致の対象事件の拡大や，実名報道の解禁など，18，19歳の少年犯罪のあつかが厳しくなる。

未成年者の権利や義務などの観点から，未成年者を対象とするさまざまな法律の規定の意味を今一度確認し，これからもその是非や，改革のあり方について，自分自身のこととして考えていく必要がある。